

令和7年9月第4回真庭市議会定例会 付議事件一覧

令和7年(2025年)9月9日 提出

議案番号	付議事件名	ページ
認定第1号	1 令和6年度(2024年度)真庭市一般会計決算の認定について	4
認定第2号	2 令和6年度(2024年度)真庭市国民健康保険特別会計決算の認定について	5
認定第3号	3 令和6年度(2024年度)真庭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	6
認定第4号	4 令和6年度(2024年度)真庭市介護保険特別会計決算の認定について	7
認定第5号	5 令和6年度(2024年度)真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算の認定について	8
認定第6号	6 令和6年度(2024年度)真庭市浄化槽事業特別会計決算の認定について	9
認定第7号	7 令和6年度(2024年度)真庭市津黒高原観光事業特別会計決算の認定について	10
認定第8号	8 令和6年度(2024年度)真庭市クリエイト菅谷事業特別会計決算の認定について	11
認定第9号	9 令和6年度(2024年度)真庭市温泉事業特別会計決算の認定について	12
認定第10号	10 令和6年度(2024年度)真庭市水道事業会計決算の認定について	13
認定第11号	11 令和6年度(2024年度)真庭市下水道事業会計決算の認定について	14
認定第12号	12 令和6年度(2024年度)真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計決算の認定について	15
報告第8号	13 令和6年度(2024年度)決算に基づく財政健全化判断比率等について	16
報告第9号	14 専決処分の報告について	31
諮問第2号	15 人権擁護委員候補者の推薦について	33
議案第58号	16 真庭市高仙の里よの条例の一部改正について	34
議案第59号	17 真庭市交流定住センター条例の一部改正について	38
議案第60号	18 真庭市みらいづくりセンター条例の一部改正について	42
議案第61号	19 真庭市駐車場条例の一部改正について	47
議案第62号	20 真庭市スポーツ施設条例の一部改正について	50
議案第63号	21 真庭市都市公園条例の一部改正について	69

令和7年9月第4回真庭市議会定例会 付議事件一覧

令和7年(2025年)9月9日 提出

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 64 号	22 真庭市勝山健康増進施設水夢条例の一部改正について	89
議案第 65 号	23 真庭市蒜山高原ライディングパーク条例の一部改正について	93
議案第 66 号	24 真庭市蒜山高原自然広場条例の一部改正について	97
議案第 67 号	25 真庭市平成の森条例の一部改正について	100
議案第 68 号	26 真庭市久世エスパスセンター設置条例の一部改正について	105
議案第 69 号	27 真庭市交流体験施設匠蔵条例の一部改正について	114
議案第 70 号	28 真庭市市民センター条例の一部改正について	120
議案第 71 号	29 真庭市北房なかつい陣屋条例の一部改正について	125
議案第 72 号	30 真庭市北房旧菅野邸条例の一部改正について	129
議案第 73 号	31 真庭市道の駅醍醐の里条例の一部改正について	132
議案第 74 号	32 真庭市神庭の滝自然公園条例の一部改正について	136
議案第 75 号	33 真庭市クリエイト菅谷条例の一部改正について	140
議案第 76 号	34 真庭市温泉条例の一部改正について	144
議案第 77 号	35 真庭市湯本温泉館条例の一部改正について	150
議案第 78 号	36 真庭市歴史民俗資料館条例の一部改正について	155
議案第 79 号	37 真庭市駐車場条例の一部改正について	158
議案第 80 号	38 真庭市津黒高原観光施設条例の一部改正について	161
議案第 81 号	39 真庭市蒜山なごみの温泉津黒高原荘条例の一部改正について	166
議案第 82 号	40 真庭市蒜山ヒルズ条例の一部改正について	173
議案第 83 号	41 真庭市蒜山快湯館条例の一部改正について	180
議案第 84 号	42 真庭市蒜山高原自然広場サイクリングターミナル条例の一部改正について	184

令和7年9月第4回真庭市議会定例会 付議事件一覧

令和7年(2025年)9月9日 提出

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 85 号	43 真庭市三木ヶ原ふるさと特産館条例の一部改正について	188
議案第 86 号	44 真庭市ひるぜんベアバースキー場条例の一部改正について	191
議案第 87 号	45 真庭市蒜山ハーブガーデンハービル条例の一部改正について	196
議案第 88 号	46 真庭市蒜山観光文化発信拠点施設条例の一部改正について	200
議案第 89 号	47 真庭市ひまわり館条例の一部改正について	205
議案第 90 号	48 工事請負契約の締結について(久世第二こども園(仮称)整備工事)	208
議案第 91 号	49 工事請負契約の締結について(久世第二こども園(仮称)機械設備工事)	213
議案第 92 号	50 工事請負契約の締結について(久世第二こども園(仮称)電気設備工事)	218
議案第 93 号	51 真庭市下水道償還基金条例及び真庭市下水道施設整備基金条例の廃止について	223
議案第 94 号	52 字の区域の変更について	225
議案第 95 号	53 令和6年度(2024年度)真庭市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	229
議案第 96 号	54 令和6年度(2024年度)真庭市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	231
議案第 97 号	55 真庭市公民館条例の一部改正について	233
議案第 98 号	56 真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	240
議案第 99 号	57 令和7年度(2025年度)真庭市一般会計補正予算(第2号)について	243
議案第 100 号	58 令和7年度(2025年度)真庭市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	244
議案第 101 号	59 令和7年度(2025年度)真庭市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	245
議案第 102 号	60 令和7年度(2025年度)真庭市介護保険特別会計補正予算(第1号)について	246
議案第 103 号	61 令和7年度(2025年度)真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)について	247
議案第 104 号	62 令和7年度(2025年度)真庭市温泉事業特別会計補正予算(第1号)について	248

認定第 1 号

令和 6 年度(2024 年度)真庭市一般会計決算の認定について

令和 6 年度真庭市一般会計決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

認定第 2 号

令和 6 年度(2024 年度)真庭市国民健康保険特別会計決算の認定について

令和 6 年度真庭市国民健康保険特別会計決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

認定第 3 号

令和 6 年度(2024 年度)真庭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

令和 6 年度真庭市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

認定第 4 号

令和 6 年度(2024 年度)真庭市介護保険特別会計決算の認定について

令和 6 年度真庭市介護保険特別会計決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

認定第 5 号

令和 6 年度(2024 年度)真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算の認定について

令和 6 年度真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算について、
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監
査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

認定第 6 号

令和 6 年度(2024 年度)真庭市浄化槽事業特別会計決算の認定について

令和 6 年度真庭市浄化槽事業特別会計決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

認定第 7 号

令和 6 年度(2024 年度)真庭市津黒高原観光事業特別会計決算の認定
について

令和 6 年度真庭市津黒高原観光事業特別会計決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

認定第 8 号

令和 6 年度(2024 年度)真庭市クリエイト菅谷事業特別会計決算の認定について

令和 6 年度真庭市クリエイト菅谷事業特別会計決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

認定第 9 号

令和 6 年度(2024 年度)真庭市温泉事業特別会計決算の認定について

令和 6 年度真庭市温泉事業特別会計決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

認定第10号

令和6年度(2024年度)真庭市水道事業会計決算の認定について

令和6年度真庭市水道事業会計決算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

認定第11号

令和6年度(2024年度)真庭市下水道事業会計決算の認定について

令和6年度真庭市下水道事業会計決算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

認定第12号

令和6年度(2024年度)真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計決算の認定について

令和6年度真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計決算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

報告第 8 号

令和 6 年度(2024 年度)決算に基づく財政健全化判断比率等について

令和 6 年度決算に基づく財政健全化判断比率等について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

令和6年度(2024年度)決算に基づく財政健全化判断比率等について

●健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	10.8	—
(12.49)	(17.49)	(25.0)	(350.0)
[20.00]	[30.00]	[35.0]	

備考

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率がない場合は、「—」を記載している。
- 2 早期健全化基準を()、財政再生基準を〔 〕に記載している。
- 3 実質公債費比率が18%以上となった場合は、地方債の発行に許可が必要となる。

●資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	備 考
真庭市水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
真庭市下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
真庭市浄化槽事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
真庭市津黒高原観光事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
真庭市クリエイト菅谷事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
真庭市温泉事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足比率がない場合は、「—」を記載している。
- 2 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について、注記している。
- 3 経営健全化基準は、20%である。

真監査第26号
令和7年(2025年)8月22日

真庭市長 太田 昇様

真庭市監査委員 須田 秀之

真庭市監査委員 福島 一則

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における
健全化判断比率等の審査意見書の提出について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、真庭市長から審査に付された「令和6年度決算に基づく健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類」について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和 6 年度(2024 年度)

真庭市財政健全化審査意見書
(健全化判断比率及び資金不足比率について)

令和 7 年(2025 年)8 月

真庭市監査委員

令和6年度真庭市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 健全化判断比率
 - ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率
- 2 資金不足比率

第2 審査の期間

令和7年7月29日から令和7年8月20日まで

第3 審査の方法

審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、真庭市監査基準に基づき実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し、正確であると認めた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらに対する審査意見は次のとおりである。

(注) 資料中の表に関する数値の単位などについて

- 1 数値の単位は、千円、%、ポイントであり、ポイントとはパーセント間の単純差引値である。
- 2 表示された数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。
- 3 符号の用法は、「-」が該当数値のないものであり、「△」が比較により減少したものである。

第1 審査の対象

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

表1 審査の対象となる会計区分等

普通会計	一般会計等		実質赤字比率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実質公債費比率	将來負担比率	資金不足比率	
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	真庭市国民健康保険特別会計	実質赤字比率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実質公債費比率	将來負担比率	資金不足比率	
		真庭市後期高齢者医療特別会計						
		真庭市介護保険特別会計						
		真庭市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定)						
	法適用公営企業	真庭市水道事業会計						
		真庭市下水道事業会計						
		真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計						
	法非適用公営企業	真庭市浄化槽事業特別会計						
		真庭市津黒高原観光事業特別会計						
		真庭市クリエイト菅谷事業特別会計						
		真庭市温泉事業特別会計						
一部事務組合 ・広域連合		岡山県中部環境施設組合						
		岡山県市町村税整理組合						
		岡山県市町村総合事務組合						
		岡山県後期高齢者医療広域連合						
		岡山県広域水道企業団						
地方公社・第三セクター								

※ 第三セクター等は、債務保証契約を締結していないなどにより、要件に該当する団体はない。

1 健全化判断比率

(1) 健全化判断比率の状況は次のとおりである。

表2 健全化判断比率の状況（総括）

(単位：%)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	—	12.49	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	—	17.49	30.00
③ 実質公債費比率	10.8	10.9	10.7	25.0	35.0
④ 将来負担比率	—	—	—	350.0	

※ 実質公債費比率は、当該年度を含む過去3か年度の平均値である。

(2) 審査意見

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体のまちづくり施策等の最も主要な会計である「一般会計」の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

(算式)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字比率では、実質赤字額がないため「—」で表示している。また、早期健全化基準は、本市の標準財政規模（20,104,810千円）から算定され、12.49%となっている（表2）。

なお、参考までに本市の一般会計の実質収支額1,363,009千円を、標準財政規模20,104,810千円で除して求めた黒字の比率は6.78%となり、前年度を0.9ポイント上回っている（表3）。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、市立病院や水道、下水道などの公営企業を含む全会計の実質赤字額（公営企業においては資金不足額）の合計額を、財政規模に対する割合で示すもので、比率は次の算式による。

(算式)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率では、実質赤字額がないため「-」で表示している。また、早期健全化基準は、実質赤字比率の基準値に5%を加えた17.49%となっている（表2）。

なお、参考までに本市の全会計の実質収支額3,959,808千円を、標準財政規模20,104,810千円で除して求めた黒字の比率は19.70%となり、前年度を2.99ポイント下回っている（表3）。

表3 実質収支額及び資金不足（剩余）額の状況と参考比率

（単位：千円、%、ポイント）

区分	令和6年度	令和5年度	前年度比較			
			増減	増減率		
一般会計 A	1,363,009	1,172,003	191,006	16.3		
標準財政規模 B	20,104,810	19,941,397	163,413	0.8		
(参考)実質収支が黒字の場合の比率 A／B	6.78	5.88	0.90			
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	真庭市国民健康保険特別会計 真庭市後期高齢者医療特別会計 真庭市介護保険特別会計 真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	25,475 714 104,539 2,013	28,790 1,164 172,632 1,316	△3,315 △450 △68,093 697	△11.5 △38.7 △39.4 53.0
	法適用公営企業	真庭市水道事業会計 真庭市下水道事業会計 真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計	565,117 72,454 1,811,101	1,017,354 150,378 1,964,700	△452,237 △77,924 △153,599	△44.5 △51.8 △7.8
	法非適用公営企業	真庭市浄化槽事業特別会計 真庭市津黒高原観光事業特別会計 真庭市クリエイト菅谷事業特別会計 真庭市温泉事業特別会計	599 56 0 14,731	1,061 85 0 14,732	△462 △29 0 △1	△43.5 △34.1 △0.0 △0.0
	公営事業会計合計 C		2,596,799	3,352,212	△755,413	△22.5
	全会計合計 D (A + C)		3,959,808	4,524,215	△564,407	△12.5
	(参考)連結実質収支が黒字の場合の比率 D／B		19.70	22.69	△2.99	

本市において、全会計の実質収支は全て黒字である。企業会計についても資金剩余額が発生している。実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率又は連結実質赤字比率」は「△」などの負の値で表示するが、ここでは、参考として黒字の場合の比率として正の数値で表している。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計・一部事務組合等が負担する元利償還金（準元利償還金）を標準財政規模と比較し、借入金返済の負担度を指標化するもので、算式は次のとおりである。

(算式)

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(A + B) - (C + D)}{\text{標準財政規模} - D}$$

- A 元利償還金
- B 準元利償還金
- C 特定財源
- D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

実質公債費比率は 10.8%となっており、前年度と比較して 0.1 ポイント低下しており（表4）、早期健全化基準の 25.0%に対しては、前年度に引き続き大きく下回っている（表2）。

表4 実質公債費比率の状況

(単位：%、ポイント)

区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	前年度比較
				増 減
実質公債費比率 (3か年平均)	10.8	10.9	10.7	△0.1
参考：実質公債費比率 (単年度)	10.1	11.1	11.3	

表5 実質公債費比率算定に係る数値の内訳

(単位：千円、%、ポイント)

区分	分	令和6年度	令和5年度	前年度比較	
				増減	増減率
A	元利償還金（繰上償還額除外）	4,331,453	4,427,699	△96,246	△2.2
B	準元利償還金	1,381,589	1,408,576	△26,987	△1.9
	真庭市水道事業会計	315,475	346,519	△31,044	△9.0
	真庭市下水道事業会計	926,031	920,528	5,503	0.6
	真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計	98,478	97,240	1,238	1.3
	真庭市浄化槽事業特別会計	26,042	28,727	△2,685	△9.3
	真庭市津黒高原観光事業特別会計	2,093	2,093	0	0.0
	一部事務組合等への補助金等	12,175	12,175	0	0.0
	公債費に準ずる債務負担行為	1,295	1,294	1	0.1
	一時借入金の利子	0	0	0	
C	特定財源	74,538	39,485	35,053	88.8
	公営住宅使用料	32,589	38,961	△6,372	△16.4
	令和3年度・令和5年度臨時財政対策債償還基 金費算入額	41,949	524	41,425	著増
D	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,006,264	4,025,132	△18,868	△0.5
	災害復旧費等に係る基準財政需要額（注1）	3,438,231	3,446,442	△8,211	△0.2
	事業費補正により基準財政需要額に算入されたもの（注2）	440,198	446,752	△6,554	△1.5
	密度補正により基準財政需要額に算入されたもの（注3）	127,835	131,938	△4,103	△3.1
	標準財政規模	20,104,810	19,941,397	163,413	0.8
	((A + B) - (C + D)) / (標準財政規模 - D)	0.10139	0.11131	△0.00992	
	実質公債費比率（単年度） %	10.1391	11.1311	△0.9920	

実質公債費比率（3か年平均） %	10.8
------------------	------

- A 元利償還金は、一般会計の公債費である。
- B 準元利償還金は、主として公営企業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰入金や将来の支払を約束した債務負担行為額である。
- C 特定財源は、公債費に充当されるものである。
- D (注1) …臨時財政対策債、過疎債、合併特例債が主なものである。
- (注2) …道路橋りょう費、下水道費、小中学校費の市債償還金が主なものである。
- (注3) …水道、病院、簡易水道の企業債償還金である。

④ 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が負担する借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担金等の実質的な債務額を標準財政規模と比較し、将来財政を圧迫する可能性の大きさを示すもので、算式は次のとおりである。

(算式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (A)}{\text{標準財政規模} - (B)}$$

A 充当可能基金額 + 充当可能特定歳入 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
 B 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

表6 将来負担比率算定に係る数値の内訳

(単位：千円、%、ポイント)

区分	令和6年度	令和5年度	前年度比較	
			増減	増減率
将来負担額	48,632,962	49,388,824	△755,862	△1.5
地方債の現在高	33,045,584	33,045,103	481	0.0
債務負担行為に基づく支出予定額	33,759	36,498	△2,739	△7.5
公営企業債等繰入見込額	10,211,425	11,024,156	△812,731	△7.4
組合負担等見込額	97,546	107,653	△10,107	△9.4
退職手当負担見込額	5,244,145	5,175,123	69,022	1.3
設立法人の負債額等負担見込額	503	291	212	72.9
A 充当可能財源等	62,927,990	64,216,145	△1,288,155	△2.0
充當可能基金	28,448,306	29,447,799	△999,493	△3.4
充當可能特定歳入	120,746	152,247	△31,501	△20.7
うち都市計画税	0	0	0	
基準財政需要額算入見込額	34,358,938	34,616,099	△257,161	△0.7
標準財政規模	20,104,810	19,941,397	163,413	0.8
B 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,006,264	4,025,132	△18,868	△0.5
将来負担額 - (A)	△ 0.888	△ 0.931	0.043	
標準財政規模 - (B)				
将来負担比率	△ 88.8	△ 93.1	4.3	

将来負担比率は△88.8%となっており、前年度を4.3ポイント上回っている（表6）。

なお、比率が負の値となることは、充當可能な財源が将来負担額を上回ることを表しており、表2では「-」で表示しているが、ここでは参考として、負の値の数値をそのまま記載している。

2 資金不足比率

(1) 資金不足比率

資金不足比率の状況は次のとおりである。

表7 資金不足比率の状況

(単位：%)

公 営 企 業 会 計 の 名 称	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
真庭市水道事業会計	－	－	20.0
真庭市下水道事業会計	－	－	
真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計	－	－	
真庭市浄化槽事業特別会計	－	－	
真庭市津黒高原観光事業特別会計	－	－	
真庭市クリエイト菅谷事業特別会計	－	－	
真庭市温泉事業特別会計	－	－	

(2) 審査意見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、算式は次のとおりである。本市の場合、資金不足は生じていないため、「－」で表示している（表7）。

資金不足比率審査の対象となる会計は、法適用企業（地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業）に係る特別会計及び法非適用企業（地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの）に係る特別会計である。

(算式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

法適用企業資金不足額 = (A 流動負債 + B 地方債現在高 - C 流動資産) - D 解消可能資金不足額

法非適用企業資金不足額 = (A 歳出額 + B 地方債現在高 - C 歳入額) - D 解消可能資金不足額

法適用企業事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

参考までに、資金剩余额と事業の規模についての状況を示した（表8・表9）。

表8 法適用企業の資金剩余额の状況

(単位：千円)

区分		年度	A 流動負債 (注1)	B 地方債現在高 (注2)	C 流動資産 (注3)	D 解消可能資金 不足額	E 資金剩余额	F 事業の規模
法 適 用 公 営 企 業	真庭市水道事業会計	令和6年度	218,777	8,651	792,545	0	565,117	826,261
		令和5年度	171,070	11,313	1,199,737	0	1,017,354	825,404
		増減額	47,707	△2,662	△407,192	0	△452,237	857
	真庭市下水道事業会計	令和6年度	471,014	0	543,468	0	72,454	346,084
		令和5年度	475,443	0	625,821	0	150,378	335,354
		増減額	△4,429	0	△82,353	0	△77,924	10,730
	真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計	令和6年度	168,928	0	1,980,029	0	1,811,101	992,700
		令和5年度	145,990	0	2,110,690	0	1,964,700	1,052,135
		増減額	22,938	0	△130,661	0	△153,599	△59,435

(注1) A 流動負債は、控除企業債等を除く額である。

(注2) B 地方債現在高は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起きた地方債の現在高である。

(注3) C 流動資産は、控除財源を除く額である。

表9 法非適用企業の資金剩余额の状況

(単位：千円)

区分		年度	A 歳出額	B 地方債 現在高	C 歳入額(翌年度 に繰り越すべき財 源を除く)	D 解消可能 資金不足額	E 資金剩余额	F 事業の規模
法 非 適 用 公 営 企 業	真庭市浄化槽事業特別会計	令和6年度	40,636	0	41,235	0	599	2,082
		令和5年度	45,524	0	46,585	0	1,061	3,416
		増減額	△4,888	0	△5,350	0	△462	△1,334
	真庭市津黒高原觀光事業特別会計	令和6年度	23,723	0	23,779	0	56	39,485
		令和5年度	29,175	0	29,260	0	85	40,680
		増減額	△5,452	0	△5,481	0	△29	△1,195
	真庭市クリエイト菅谷事業特別会計	令和6年度	7,258	0	7,258	0	0	10,830
		令和5年度	9,324	0	9,324	0	0	11,645
		増減額	△2,066	0	△2,066	0	0	△815
	真庭市温泉事業特別会計	令和6年度	109,014	0	123,745	0	14,731	94,490
		令和5年度	114,325	0	129,057	0	14,732	95,771
		増減額	△5,311	0	△5,312	0	△1	△1,281

いずれの会計も資金不足額を生じておらず、経営健全化計画の策定を求められる水準ではない。しかしながら、一般会計から繰り出しの基準以外の繰入金により収支の均衡を保つ状態の会計もあることから、今後とも経営の健全化には、十分な注意を払って取り組まれたい。

むすび

以上のとおり、令和6年度の健全化判断比率の各指標は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率では、いずれも実質赤字は生じていない。

実質公債費比率は、10.8%と、前年度と比較して0.1ポイント改善している。

将来負担比率は、実質4.3ポイント低下しているが、充当可能な財源が将来負担額を上回っている。

これらの数値は、早期健全化基準を大きく下回っており、財政健全化計画の策定を求められるような水準ではない。

これは、令和6年度においても、将来に備えた行財政改革の推進と節度ある財政運営に努めてきた成果であると認められる。

また、法適用公営企業及び法非適用公営企業に係る資金不足比率では、いずれも資金不足は生じていないが、一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っている状態となっている。今後も社会経済状況の変化に対応するため、より一層の経費の見直しや業務の効率化を進め、経営基盤の強化に取り組まれたい。

最後に、当年度は財源不足を補填するため財政調整基金から9億9,884万円を繰り入れたが、今後においても公共施設の長寿命化・複合化などに伴い市債残高や公債費の増加が見込まれることから、将来世代に過度の負担を残すことのないよう、財政負担の公平性を念頭に置いて、負債の縮減や基金の確保に取り組むなど、更なる健全な財政運営、企業経営に向けて一層の努力を期待するものである。

(参考資料)

標準財政規模について

標準財政規模は、通常収入される経常一般財源の規模を示すもので、市税等の標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計額で財政規模を表すもので、本市の場合は次表のとおりの状況である。財政健全化判断比率は、財政規模に対する割合を求めるため、計算上分母として用いられ、その額の増減は数値の改善や悪化の要因となる。

表 10 標準財政規模の状況

(単位：千円、%)

区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	前年度比較	
				増減額	増減率
標準財政規模	20,104,810	19,941,397	19,922,369	163,413	0.8
標準税収入額等	6,778,145	6,885,944	6,816,872	△107,799	△1.6
普通交付税額	13,281,784	12,963,688	12,901,718	318,096	2.5
臨時財政対策債発行可能額	44,881	91,765	203,779	△46,884	△51.1

法適用公営企業と法非適用公営企業

法適用公営企業とは、地方公営企業法の適用を受ける事業で、発生主義に基づく複式簿記等の企業会計で処理されている。一方、法非適用公営企業は、同法の適用を受けない事業で、現金主義の官庁会計で処理されている。

早期健全化基準・財政再生基準の適用

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために「早期健全化基準」、「財政再生基準」の2段階で財政悪化をチェックすることが目的である。

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなる。

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により真庭市議会の議決を経て指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

別 紙

専決処分の概要書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により真庭市議会の議決を経て指定された事項として専決処分した市の義務に属する損害賠償の概要は、下記のとおりである。

記

1 事件の概要

本件は、真庭市国民健康保険湯原温泉病院の職員が、当該病院の旧ホームページ及び当該病院がアカウントを有するフェイスブックに、相手方が著作権を有するイラストを有償の認識なく使用し、著作権侵害となり、相手方から損害賠償請求があったものである。

2 損害賠償の内容

損害賠償の額	損害賠償の相手方	イラストの掲載期間
990,000円	株式会社アートバンク及び市外在住者	(1)旧ホームページ 2020年6月から2024年3月まで (2)フェイスブック 2023年9月から2024年3月まで

※ 本概要書の相手方の個人の氏名については、個人情報保護に配慮し、掲載していない。

3 専決処分年月日

令和7年8月5日

諮詢第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

法務大臣に対して、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

人権擁護委員推薦候補者

住 所	氏 名	生 年 月 日
真庭市富尾708番地	せ 妹 島 のぼる 島 昇	昭和32年1月16日
真庭市下中津井479番地	なか 中 島 めぐみ 島 恵	昭和27年8月21日
真庭市宮地2341番地	ひら 平 岡 ゆき え 岡 幸 江	昭和33年2月9日
真庭市真賀541番地	だん 旦 もと ひろ 基 弘	昭和33年5月23日
真庭市西河内2043番地	やま 山 ぐち かおる 口 薫	昭和34年1月2日

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

人権擁護委員の任期満了に伴い、法務大臣に対して、同委員の候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。

議案第 58 号

真庭市高仙の里よの条例の一部改正について

真庭市高仙の里よの条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

高仙の里よのについて、利用料金の規定方法を見直し、指定管理者の創意工夫を活かしたサービス向上を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市高仙の里よの条例の一部を改正する条例

真庭市高仙の里よの条例(平成18年真庭市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「定める額を上限として」を「掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で」に改める。

別表高仙の里よの部青木本家の款宿泊(自炊・定員10名)の項中「3,600円」を「5,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市高仙の里よの条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

真庭市高仙の里よの条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金の納入)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。</p> <p>別表(第11条、第16条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(利用料金の納入)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。</p> <p>別表(第11条、第16条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正案

区分				単位		利用料金
高仙の里よの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
青木本家	宿泊(自炊・定員10名)	全館貸切り 5名を超える場合	5名まで 1人当たり(高校生以上) 1人当たり(小学生以上) 1人当たり(幼児以下)	1泊につき 13,000円 5,000円 2,600円 無料	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

現行

区分				単位		利用料金
高仙の里よの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
青木本家	宿泊(自炊・定員10名)	全館貸切り 5名を超える場合	5名まで 1人当たり(高校生以上) 1人当たり(小学生以上) 1人当たり(幼児以下)	1泊につき 13,000円 3,600円 2,600円 無料	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

議案第 59 号

真庭市交流定住センター条例の一部改正について

真庭市交流定住センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市交流定住センターについて、使用料及び利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 8 号

真庭市交流定住センター条例の一部を改正する条例

真庭市交流定住センター条例(平成23年真庭市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「「指定管理者」と」の次に「、別表中「使用料の額」とあるのは「第17条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額」と」を加える。

第17条第2項中「定める額を上限として」を「掲げる使用料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で」に改める。

別表第1会議室の項及び第2会議室の項中「150円」を「200円」に改め、同表に次のように加える。

冷暖房設備	当該施設の使用料の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。
-------	---------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市交流定住センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

真庭市交流定住センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第4条中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条、第6条、第9条及び第10条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と、<u>別表中「使用料の額」とあるのは「第17条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる使用料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表(第7条、第17条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第4条中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条、第6条、第9条及び第10条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表(第7条、第17条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正案

区分	単位	使用料
第1会議室	1時間につき	<u>200円</u>
第2会議室	1時間につき	<u>200円</u>
第3会議室	1時間につき	150円
冷暖房設備	当該施設の使用料の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。	

現行

区分	単位	使用料
第1会議室	1時間につき	<u>150円</u>
第2会議室	1時間につき	<u>150円</u>
第3会議室	1時間につき	150円

議案第60号

真庭市みらいづくりセンター条例の一部改正について

真庭市みらいづくりセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市みらいづくりセンターについて、使用料及び利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市みらいづくりセンター条例の一部を改正する条例

真庭市みらいづくりセンター条例(令和3年真庭市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「及び別表第2に定める額を上限として」を「に掲げる使用料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同表冷暖房設備の項中「使用料の額」とあるのは「第15条第3項の規定により市長の承認を得て定めた額」と読み替えるものとする。

第15条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 センターの利用が別表第2の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を前項に定める利用料金の額に加算するものとする。この場合において、同表中「別表第1に定める使用料の額」とあるのは「第15条第3項の規定により市長の承認を得て定めた額」と読み替えるものとする。

別表第1多目的ホールの項、交流スペースの項及び多目的広場の項中「中学生」を「高校生」に改め、同表冷暖房設備の項中「得た額」の次に「を加算する。」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市みらいづくりセンター条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

真庭市みらいづくりセンター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(指定管理者による管理の場合の読み替え等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第4条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第11条の規定にかかわらず、利用料金は指定管理者の収入として收受させるものとし、利用料金の額は、別表第1に掲げる使用料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。この場合において、同表冷暖房設備の項中「使用料の額」とあるのは「第15条第3項の規定により市長の承認を得て定めた額」と読み替えるものとする。</p> <p>4 センターの利用が別表第2の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を前項に定める利用料金の額に加算するものとする。この場合において、同表中「別表第1に定める使用料の額」とあるのは「第15条第3項の規定により市長の承認を得て定めた額」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表第1(第11条、第15条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(指定管理者による管理の場合の読み替え等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第4条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第11条の規定にかかわらず、利用料金は指定管理者の収入として收受させるものとし、利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1(第11条、第15条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正案

区分			単位	使用料	
(略)			(略)	(略)	
多目的ホール	専用利用	一般	1時間につき	1,300円	
		高校生以下	1時間につき	650円	
	個人利用	一般	1人1回につき	780円	
		高校生以下	1人1回につき	390円	
(略)			(略)	(略)	
交流スペース	専用利用	一般	1時間につき	550円	
		高校生以下	1時間につき	270円	
	個人利用	一般	1人1回につき	330円	
		高校生以下	1人1回につき	170円	
(略)			(略)	(略)	
多目的広場	専用利用	一般	1時間につき	140円	
		高校生以下	1時間につき	70円	
	個人利用	一般	1人1回につき	80円	
		高校生以下	1人1回につき	40円	
(略)			(略)	(略)	
冷暖房設備			当該施設の使用料の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。		

現行

区分			単位	使用料	
(略)			(略)	(略)	
多目的ホール	専用利用	一般	1時間につき	1,300円	
		中学生以下	1時間につき	650円	
	個人利用	一般	1人1回につき	780円	
		中学生以下	1人1回につき	390円	
(略)			(略)	(略)	
交流スペース	専用利用	一般	1時間につき	550円	
		中学生以下	1時間につき	270円	
	個人利用	一般	1人1回につき	330円	
		中学生以下	1人1回につき	170円	
(略)			(略)	(略)	
多目的広場	専用利用	一般	1時間につき	140円	
		中学生以下	1時間につき	70円	
	個人利用	一般	1人1回につき	80円	
		中学生以下	1人1回につき	40円	
(略)			(略)	(略)	
冷暖房設備			当該施設の使用料の額に100分の50を乗じて得た額		

議案第 61 号

真庭市駐車場条例の一部改正について

真庭市駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

久世駅駐車場の駐車料金について、近隣施設の料金と均衡を図り、使用者の負担の公平性を期すため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市駐車場条例の一部を改正する条例

真庭市駐車場条例(平成18年真庭市条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表第2久世駅駐車場の項中「3,050円」を「4,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市駐車場条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る駐車料金から適用し、同日前の利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

真庭市駐車場条例新旧対照表

改正案	現行
別表第2(第8条関係) 【別記1 参照】 備考 (略)	別表第2(第8条関係) 【別記1 参照】 備考 (略)

【別記1】

改正案

区分	車種	単位	料金
(略)	(略)	(略)	(略)
久世駅駐車場	定期駐車	普通自動車又は軽自動車	1台1月につき <u>4,600円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

現行

区分	車種	単位	料金
(略)	(略)	(略)	(略)
久世駅駐車場	定期駐車	普通自動車又は軽自動車	1台1月につき <u>3,050円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

議案第62号

真庭市スポーツ施設条例の一部改正について

真庭市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市スポーツ施設について、使用料及び利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

真庭市スポーツ施設条例(平成22年真庭市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「及び別表第4に定める額を上限として」を「に掲げる使用料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 施設の利用が別表第4の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を前項に定める利用料金の額に加算するものとする。この場合において、同表中「別表第3に定める使用料の額」とあるのは「第19条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額」と読み替えるものとする。

別表第3 北房B&G海洋センタースポーツ館の部アリーナの項及びトレーニングルームの項中「中学生」を「高校生」に改め、同表北房運動公園テニスコートの部ハードコート1面の項中「1,000円」を「440円」に、「中学生」を「高校生」に、「500円」を「220円」に改め、同部クレーコート1面の項中「600円」を「20円」に、「中学生」を「高校生」に、「300円」を「110円」に改め、同部照明設備の項中「1,000円」を「660円」に改め、同表北房B&G海洋センタープールの部専用利用の款中学生以下の項中「中学生」を「高校生」に改め、同部個人利用の款小・中学生の項中「小・中学生」の次に「・高校生」を加え、同表北房運動公園野球場の部グラウンドの款中学生以下の項、同表落合体育館の部アリーナの項及び同表旧久世高校体育館の部アリーナの款専用利用の項から部分利用(1／6面)の項までの規定中「中学生」を「高校生」に改め、同款個人利用の項中「1時間」を「1人1回」に、「中学生」を「高校生」に改め、同表旧久世高校武道場の部半面(畳敷き)の款専用利用の項中「中学生」を「高校生」に改め、同款個人利用の項中「1時間」を「1人1回」に、「中学生」を「高校生」に改め、同部半面(板張り)の款専用利用の項中「中学生」を「高校生」に改め、同款個人利用の項中「1時間」を「1人1回」に、「中学生」を「高校生」に改め、同部全面の款専用利用の項中「中学生」を「高校生」に改め、同款個人利用の項中「1時間」を「1人1回」に、「中学生」を「高校生」に改め、同表勝山

スポーツセンタースポーツ館の部アリーナの項、同表中和体育館の部アリーナの項及び同表蒜山B&G海洋センタースポーツ館の部アリーナの項中「中学生」を「高校生」に改め、同表蒜山高原スポーツ公園テニスコートの部クレーコート1面の款一般の項中「600円」を「220円」に改め、同款中学生以下の項中「中学生」を「高校生」に、「300円」を「110円」に改め、同部照明設備の項中「1,000円」を「660円」に改め、同表蒜山高原スポーツ公園多目的グラウンドの部グラウンドの項、同表蒜山高原スポーツ公園野球場の部グラウンドの項及び同表蒜山高原スポーツ公園サッカー場の部グラウンドの項中「中学生」を「高校生」に改め、同表湯原温泉スポーツ公園屋内ゲートボール場の部グラウンドの項中「320円」を「400円」に改め、同表湯原温泉スポーツ公園野球場の部グラウンドの款専用利用の項中「400円」を「500円」に、「中学生」を「高校生」に、「200円」を「250円」に改め、同款部分利用(1／2面)の項中「200円」を「250円」に、「中学生」を「高校生」に、「100円」を「120円」に改め、同表湯原クライミングセンターの部全施設の款中学生以下の項中「中学生」を「高校生」に改め、同部ボルダー壁の款一般の項中「100円」を「140円」に改め、同款中学生以下の項中「中学生」を「高校生」に、「50円」を「70円」に改め、同部ボルダー壁とリード壁の款一般の項中「130円」を「180円」に改め、同款中学生以下の項中「中学生」を「高校生」に、「60円」を「90円」に改め、同部研修室の款一般の項中「200円」を「280円」に改め、同款中学生以下の項中「中学生」を「高校生」に、「100円」を「140円」に改め、同部宿泊施設の款中学生以下の項及び同表中和多目的グラウンドの部グラウンドの項中「中学生」を「高校生」に改め、同表中和多目的グラウンドテニスコートの部ハードコート1面の項中「1,000円」を「440円」に、「中学生」を「高校生」に、「500円」を「220円」に改め、同部照明設備の項中「1,000円」を「660円」に改め、同表美甘グラウンドの部グラウンドの項中「中学生」を「高校生」に改め、同表市営湯原温泉プールの部一般の項中「430円」を「500円」に改め、同部小・中学生の項中「小・中学生」の次に「・高校生」を加え、「210円」を「250円」に改め、同部3歳以上の項中「100円」を「120円」に改め、同表北房B&G海洋センター漕艇場の項及び同表備考3の項中「中学生」を「高校生」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市スポーツ施設条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

真庭市スポーツ施設条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(指定管理者による管理の場合の読み替え等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 第3条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第14条の規定による施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させるものとし、利用料金の額は、別表第3に掲げる使用料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 施設の利用が別表第4の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を前項に定める利用料金の額に加算するものとする。この場合において、同表中「別表第3に定める使用料の額」とあるのは「第19条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額」と読み替えるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第3(第14条、第19条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 過半数が高校生以下の児童、生徒等で構成する団体が専用利用する場合は、高校生以下の専用利用の使用料を適用する。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(指定管理者による管理の場合の読み替え等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 第3条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第14条の規定による施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させるものとし、利用料金の額は、別表第3及び別表第4に定める額を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第3(第14条、第19条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 過半数が中学生以下の児童、生徒等で構成する団体が専用利用する場合は、中学生以下の専用利用の使用料を適用する。</p> <p>4・5 (略)</p>

【別記1】

改正案

区分			単位	使用料
北房B&G海洋センター 体育館	アリーナ	専用利用	一般	1時間につき 1,320円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき 660円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき 660円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき 330円
		個人利用	一般	1人1回につき 300円
			<u>高校生以下</u>	1人1回につき 150円
		トレーニングルーム	一般	1時間につき 830円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき 410円
		個人利用	一般	1人1回につき 300円
			<u>高校生以下</u>	1人1回につき 150円
(略)			(略)	(略)
北房運動公園テニスコ ート	ハードコート1面	専用利用	一般	1時間につき 440円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき 220円
	クレーコート1面	専用利用	一般	1時間につき 220円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき 110円
	照明設備	1面		1時間につき 660円

北房B&G海洋センター プール	プール	専用利用	(略)	(略)	(略)
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	480円
		個人利用	(略)	(略)	(略)
			<u>小・中学生・高校生</u>	1人1回につき	220円
			(略)	(略)	(略)
北房運動公園野球場	グラウンド	専用利用	(略)	(略)	(略)
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	370円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)
落合体育館	アリーナ	専用利用	一般	1時間につき	1,520円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	760円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	760円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	380円
		個人利用	一般	1人1回につき	300円
			<u>高校生以下</u>	1人1回につき	150円
		(略)	(略)	(略)	(略)
		専用利用	一般	1時間につき	1,100円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	550円
旧久世高校体育館	アリーナ	部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	550円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	280円

		部分利用(1／4面)	一般	1時間につき	280円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	140円
旧久世高校武道場	半面(畳敷き)	部分利用(1／6面)	一般	1時間につき	190円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	100円
		個人利用	一般	<u>1人1回</u> につき	300円
			<u>高校生以下</u>	<u>1人1回</u> につき	150円
旧久世高校武道場	半面(畳敷き)	専用利用	一般	1時間につき	280円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	140円
		個人利用	一般	<u>1人1回</u> につき	110円
			<u>高校生以下</u>	<u>1人1回</u> につき	60円
	半面(板張り)	専用利用	一般	1時間につき	280円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	140円
		個人利用	一般	<u>1人1回</u> につき	110円
			<u>高校生以下</u>	<u>1人1回</u> につき	60円
	全面	専用利用	一般	1時間につき	550円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	280円
		個人利用	一般	<u>1人1回</u> につき	220円
			<u>高校生以下</u>	<u>1人1回</u> につき	110円
勝山スポーツセンター 体育館	アリーナ	専用利用	一般	1時間につき	2,280円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	1,140円

		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	1,140円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	570円
		部分利用(1／3面)	一般	1時間につき	760円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	380円
		部分利用(1／6面)	一般	1時間につき	380円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	190円
		個人利用	一般	1人1回につき	300円
			<u>高校生以下</u>	1人1回につき	150円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
中和体育館	アリーナ	専用利用	一般	1時間につき	1,010円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	500円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	500円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	250円
		個人利用	一般	1人1回につき	300円
			<u>高校生以下</u>	1人1回につき	150円
蒜山B&G海洋センター 体育館	アリーナ	専用利用	一般	1時間につき	1,330円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	660円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	660円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	330円
		個人利用	一般	1人1回につき	300円

			<u>高校生以下</u>	1人1回につき	150円
蒜山高原スポーツ公園 テニスコート	クレーコート1面	専用利用	一般	1時間につき	220円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	110円
			照明設備		660円
(略)	(略)	(略)			(略)
蒜山高原スポーツ公園 多目的グラウンド	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	500円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	250円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	250円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	120円
		(略)	(略)	(略)	(略)
蒜山高原スポーツ公園 野球場	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	1,000円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	500円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	500円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	250円
		(略)			(略)
蒜山高原スポーツ公園 サッカー場	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	1,690円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	840円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	840円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	420円
		(略)	(略)	(略)	(略)

湯原温泉スポーツ公園	グラウンド	専用利用	1面	1時間につき	400円
屋内ゲートボール場	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
湯原温泉スポーツ公園	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	500円
野球場			高校生以下	1時間につき	250円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	250円
			高校生以下	1時間につき	120円
	(略)	(略)		(略)	(略)
湯原クライミングセンター	全施設	専用利用	(略)	(略)	(略)
			高校生以下	1時間につき	1,920円
	ボルダー壁	個人使用	一般	1時間につき	140円
			高校生以下	1時間につき	70円
	ボルダー壁とリード壁	個人利用	一般	1時間につき	180円
			高校生以下	1時間につき	90円
	研修室	専用利用	一般	1時間につき	280円
			高校生以下	1時間につき	140円
	宿泊施設	宿泊利用	(略)	(略)	(略)
			高校生以下	1人1泊につき	400円
中和多目的グラウンド	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	500円
			高校生以下	1時間につき	250円

		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	250円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	120円
	(略)	(略)		(略)	(略)
中和多目的グラウンド テニスコート	ハードコート1面	専用利用	一般	1時間につき	440円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	220円
	照明設備	1面		1時間につき	660円
美甘グラウンド	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	250円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	120円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	120円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	60円
			(略)	(略)	(略)
市営湯原温泉プール	プール	個人利用	一般	1人1回につき	500円
			<u>小・中学生・高校生</u>	1人1回につき	250円
			3歳以上	1人1回につき	120円
北房B&G海洋センター 漕艇場	カヌー・OPヨット	専用利用	一般	1時間につき	370円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	180円
	12Fヨット・カッター	専用利用	一般	1時間につき	500円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	250円

現行

区分				単位	使用料
北房B&G海洋センター 体育館	アリーナ	専用利用	一般	1時間につき	1,320円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	660円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	660円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	330円
		個人利用	一般	1人1回につき	300円
			<u>中学生以下</u>	1人1回につき	150円
		トレーニングルーム	一般	1時間につき	830円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	410円
		個人利用	一般	1人1回につき	300円
			<u>中学生以下</u>	1人1回につき	150円
(略)				(略)	(略)
北房運動公園テニスコ ート	ハードコート1面	専用利用	一般	1時間につき	1,000円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	500円
	クレーコート1面	専用利用	一般	1時間につき	600円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	300円
	照明設備	1面		1時間につき	1,000円
北房B&G海洋センター プール	プール	専用利用	(略)	(略)	(略)
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	480円
		個人利用	(略)	(略)	(略)

			小・中学生	1人1回につき	220円
			(略)	(略)	(略)
北房運動公園野球場	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	750円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	370円
	(略)	(略)		(略)	(略)
落合体育館	アリーナ	専用利用	一般	1時間につき	1,520円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	760円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	760円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	380円
		個人利用	一般	1人1回につき	300円
			<u>中学生以下</u>	1人1回につき	150円
		(略)		(略)	(略)
		専用利用	一般	1時間につき	1,100円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	550円
旧久世高校体育館	アリーナ	部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	550円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	280円
		部分利用(1／4面)	一般	1時間につき	280円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	140円
		部分利用(1／6面)	一般	1時間につき	190円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	100円

		個人利用	一般	1時間につき	300円
			<u>中学生以下</u>	<u>1時間につき</u>	150円
旧久世高校武道場	半面(畳敷き)	専用利用	一般	1時間につき	280円
			<u>中学生以下</u>	<u>1時間につき</u>	140円
	半面(板張り)	個人利用	一般	<u>1時間につき</u>	110円
			<u>中学生以下</u>	<u>1時間につき</u>	60円
勝山スポーツセンター 体育館	全面	専用利用	一般	1時間につき	280円
			<u>中学生以下</u>	<u>1時間につき</u>	140円
		個人利用	一般	<u>1時間につき</u>	110円
			<u>中学生以下</u>	<u>1時間につき</u>	60円
	アリーナ	専用利用	一般	1時間につき	550円
			<u>中学生以下</u>	<u>1時間につき</u>	280円
		部分利用(1／2面)	一般	<u>1時間につき</u>	220円
			<u>中学生以下</u>	<u>1時間につき</u>	110円
	部分利用(1／3面)	一般	1時間につき	2,280円	
		<u>中学生以下</u>	<u>1時間につき</u>	1,140円	
		一般	1時間につき	1,140円	
		<u>中学生以下</u>	<u>1時間につき</u>	570円	
		一般	1時間につき	760円	
		<u>中学生以下</u>	<u>1時間につき</u>	380円	

		部分利用(1／6面)	一般	1時間につき	380円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	190円
		個人利用	一般	1人1回につき	300円
			<u>中学生以下</u>	1人1回につき	150円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
中和体育館	アリーナ	専用利用	一般	1時間につき	1,010円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	500円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	500円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	250円
		個人利用	一般	1人1回につき	300円
			<u>中学生以下</u>	1人1回につき	150円
蒜山B&G海洋センター 体育館	アリーナ	専用利用	一般	1時間につき	1,330円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	660円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	660円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	330円
		個人利用	一般	1人1回につき	300円
			<u>中学生以下</u>	1人1回につき	150円
蒜山高原スポーツ公園 テニスコート	クレーコート1面	専用利用	一般	1時間につき	<u>600円</u>
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	<u>300円</u>
		照明設備		1時間につき	<u>1,000円</u>

蒜山高原スポーツ公園 グラウンドゴルフ場	グラウンド	個人利用		1人1回につき	150円
蒜山高原スポーツ公園 多目的グラウンド	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	500円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	250円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	250円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	120円
		(略)	(略)	(略)	(略)
蒜山高原スポーツ公園 野球場	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	1,000円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	500円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	500円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	250円
		(略)	(略)	(略)	(略)
蒜山高原スポーツ公園 サッカー場	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	1,690円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	840円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	840円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	420円
		(略)	(略)	(略)	(略)
湯原温泉スポーツ公園 屋内ゲートボール場	グラウンド	専用利用	1面	1時間につき	320円
		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

湯原温泉スポーツ公園 野球場	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	400円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	200円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	200円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	100円
		(略)	(略)	(略)	(略)
湯原クライミングセンター	全施設	専用利用	(略)	(略)	(略)
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	1,920円
	ボルダー壁	個人使用	一般	1時間につき	100円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	50円
	ボルダー壁とリード壁	個人利用	一般	1時間につき	130円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	60円
	研修室	専用利用	一般	1時間につき	200円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	100円
	宿泊施設	宿泊利用	(略)	(略)	(略)
			<u>中学生以下</u>	1人1泊につき	400円
中和多目的グラウンド	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	500円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	250円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	250円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	120円
		(略)	(略)	(略)	(略)

中和多目的グラウンド テニスコート	ハードコート1面	専用利用	一般	1時間につき	1,000円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	500円
	照明設備	1面		1時間につき	1,000円
美甘グラウンド	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	250円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	120円
	部分利用(1／2面)		一般	1時間につき	120円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	60円
	(略)	(略)		(略)	(略)
市営湯原温泉プール	プール	個人利用	一般	1人1回につき	430円
			<u>小・中学生</u>	1人1回につき	210円
			3歳以上	1人1回につき	100円
北房B&G海洋センター 漕艇場	カヌー・OPヨット	専用利用	一般	1時間につき	370円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	180円
	12Fヨット・カッター	専用利用	一般	1時間につき	500円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	250円

議案第63号

真庭市都市公園条例の一部改正について

真庭市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

都市公園について、使用料及び利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市都市公園条例の一部を改正する条例

真庭市都市公園条例(平成18年真庭市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「別表第5、別表第6及び別表第7に掲げる額を上限として」を「別表第5及び別表第6に掲げる使用料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、別表第6の1の表白梅総合体育館の部冷暖房設備の項、同表宿泊研修施設の部空調設備の項及び別表第6の5の表久世産業学習館の部空調設備の項中「使用料」とあるのは「第20条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額」と読み替えるものとする。

第20条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 施設の利用が別表第7の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を前項に定める利用料金の額に加算するものとする。この場合において、同表中「別表第6に定める使用料の額」とあるのは「第20条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額」と読み替えるものとする。

別表第6の1の表野球場の部グラウンドの項及び同表多目的グラウンドの部グラウンドの項中「中学生」を「高校生」に改め、同表落合ゲートボールセンターの部屋内ゲートボール場の項中「310円」を「350円」に改め、同表白梅総合体育館の部メインアリーナの款専用利用の項中「3,270円」を「3,600円」に、「中学生」を「高校生」に、「1,630円」を「1,800円」に改め、同款部分利用(1／2面)の項中「1,630円」を「1,800円」に、「中学生」を「高校生」に、「810円」を「900円」に改め、同款部分利用(1／3面)の項中「1,090円」を「1,200円」に、「中学生」を「高校生」に、「540円」を「600円」に改め、同款部分利用(1／4面)の項中「810円」を「900円」に、「中学生」を「高校生」に、「400円」を「450円」に改め、同款部分利用(1／5面)の項中「650円」を「720円」に、「中学生」を「高校生」に、「320円」を「360円」に改め、同部サブ

アリーナの項中「中学生」を「高校生」に改め、同部北側控室の項中「130円」を「140円」に改め、同部玄関ホールの項中「190円」を「200円」に改め、同表サッカー場の項中「中学生」を「高校生」に改め、同表テニスコートの部砂入り人工芝コート1面の項中「300円」を「440円」に、「中学生」を「高校生」に、「150円」を「220円」に改め、同部照明設備の項中「450円」を「660円」に改め、同表宿泊研修施設の部研修室の項から和室12畳の項までの規定中「中学生」を「高校生」に改め、同部厨房(食堂を含む。)の項中「3,270円」を「3,600円」に、「中学生」を「高校生」に、「1,630円」を「1,800円」に改め、同部洋室の項中「3,590円」を「3,900円」に、「中学生」を「高校生」に、「1,790円」を「1,950円」に改め、同部和室の項中「3,040円」を「3,300円」に、「中学生」を「高校生」に、「1,520円」を「1,650円」に改め、同部玄関ホールの項中「90円」を「100円」に改め、同部駐車場の項中「1,440円」を「1,600円」に改める。

別表第6の2の表久世体育館の部アリーナの項中「中学生」を「高校生」に改め、同表テニスコートの部クレーコート1面の項中「600円」を「220円」に、「中学生」を「高校生」に、「300円」を「110円」に改め、同部照明設備の項中「1,000円」を「660円」に改める。

別表第6の3の表宮芝グラウンドの部グラウンドの款専用利用の項中「750円」を「880円」に、「中学生」を「高校生」に、「370円」を「440円」に改め、同款部分利用(1／2面)の項中「370円」を「440円」に、「中学生」を「高校生」に、「180円」を「220円」に改め、同部照明設備の項の次に次の項を加える。

音響設備	1回につき	1,000円
------	-------	--------

別表第6の3の表宮芝スポーツ会館の部研修室の項及び和室の項中「中学生」を「高校生」に改める。

別表第6の4の表テニスコートの部砂入り人工芝コート1面の項中「1,000円」を「440円」に、「中学生」を「高校生」に、「500円」を「220円」に改め、同部照明設備の項中「1,000円」を「660円」に改め、同表多目的グラウンドの部グラウンドの項中「中学生」を「高校生」に改め、同表野球場の部グラウン

ドの項並びに同表キャンプ場の部デイキャンプ(フリーサイト)の項及び宿泊利用(フリーサイト)の項中「中学生」を「高校生」に改める。

別表第6の5の表真庭やまびこスタジアム多目的グラウンドの部グラウンドの項中「中学生」を「高校生」に改め、同表真庭やまびこスタジアム野球場の部グラウンドの項中「1,310円」を「1,540円」に、「中学生」を「高校生」に、「650円」を「770円」に改め、同部音響設備の項の次に次の項を加える。

空調設備	1時間につき	770円
------	--------	------

別表第6の5の表久世産業学習館の部産業学習室の項から厨房の項までの規定中「中学生」を「高校生」に改め、同部和室の款専用利用の項中「中学生」を「高校生」に改め、同部和室の款宿泊利用の項中「3,000円」を「3,300円」に、「中学生」を「高校生」に、「1,500円」を「1,650円」に改め、同部洋室の款宿泊利用の項中「3,000円」を「3,300円」に、「中学生」を「高校生」に、「1,500円」を「1,650円」に改める。

別表第6の7の第3号中「中学生」を「高校生」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市都市公園条例別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

真庭市都市公園条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表第5及び別表第6に掲げる使用料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、別表第6の1の表白梅総合体育館の部冷暖房設備の項、同表宿泊研修施設の部空調設備の項及び別表第6の5の表久世産業学習館の部空調設備の項中「使用料」とあるのは「第20条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 施設の利用が別表第7の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を前項に定める利用料金の額に加算するものとする。この場合において、同表中「別表第6に定める使用料の額」とあるのは「第20条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額」と読み替えるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>別表第6(第16条、第20条関係)</p> <p>1 落合総合公園</p>	<p>(利用料金等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表第5、別表第6及び別表第7に掲げる額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>別表第6(第16条、第20条関係)</p> <p>1 落合総合公園</p>

【別記1 参照】

2 北町公園

【別記2 参照】

3 宮芝公園

【別記3 参照】

4 勝山運動公園

【別記4 参照】

5 真庭やまびこ公園

【別記5 参照】

6 (略)

7 有料公園施設共通事項

(1)・(2) (略)

(3) 過半数が高校生以下の児童、生徒等で構成する団体が専用利用する場合は、高校生以下の専用利用の使用料を適用する。

(4) (略)

【別記1 参照】

2 北町公園

【別記2 参照】

3 宮芝公園

【別記3 参照】

4 勝山運動公園

【別記4 参照】

5 真庭やまびこ公園

【別記5 参照】

6 (略)

7 有料公園施設共通事項

(1)・(2) (略)

(3) 過半数が中学生以下の児童、生徒等で構成する団体が専用利用する場合は、中学生以下の専用利用の使用料を適用する。

(4) (略)

【別記1】

改正案

区分				単位	使用料
野球場	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	780円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	390円
(略)	(略)			(略)	(略)
多目的グラウンド	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	550円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	270円
		部分使用(1／2面)	一般	1時間につき	270円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	130円
		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
落合ゲートボールセンター	屋内ゲートボール場	1面		1時間につき	350円
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
白梅総合体育館	メインアリーナ	専用利用	一般	1時間につき	<u>3,600円</u>
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	<u>1,800円</u>
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	<u>1,800円</u>

		<u>高校生以下</u>	1時間につき	900円	
部分利用(1／3面)	一般	1時間につき	1,200円		
	<u>高校生以下</u>	1時間につき	600円		
部分利用(1／4面)	一般	1時間につき	900円		
	<u>高校生以下</u>	1時間につき	450円		
部分利用(1／5面)	一般	1時間につき	720円		
	<u>高校生以下</u>	1時間につき	360円		
サブアリーナ	専用利用	一般	1時間につき	1,000円	
		<u>高校生以下</u>	1時間につき	500円	
	部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	500円	
		<u>高校生以下</u>	1時間につき	250円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
北側控室	専用利用		1時間につき	140円	
玄関ホール	専用利用		1時間につき	200円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
サッカー場	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	3,150円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	1,570円
サブグラウンド		専用利用	一般	1時間につき	310円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	150円
テニスコート	砂入り人工芝コート1面	専用利用	一般	1時間につき	440円

			<u>高校生以下</u>	1時間につき	220円
	照明設備	1面		1時間につき	660円
宿泊研修施設	研修室	専用利用	一般	1時間につき	1,050円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	520円
	和室24畳	専用利用	一般	1時間につき	700円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	350円
	和室12畳	専用利用	一般	1時間につき	520円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	260円
	厨房(食堂を含む。)	専用利用	一般	1時間につき	3,600円
			<u>高校生以下</u>	1時間につき	1,800円
	洋室	宿泊利用	一般	1人1泊につき	3,900円
			<u>高校生以下</u>	1人1泊につき	1,950円
	和室	宿泊利用	一般	1人1泊につき	3,300円
			<u>高校生以下</u>	1人1泊につき	1,650円
	玄関ホール	専用利用		1時間につき	100円
	駐車場	専用利用		1時間につき	1,600円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

現行

区分	単位	使用料
----	----	-----

野球場	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	780円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	390円
	(略)	(略)	(略)		(略)
多目的グラウンド	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	550円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	270円
		部分使用(1／2面)	一般	1時間につき	270円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	130円
		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
落合ゲートボールセンター	屋内ゲートボール場	1面		1時間につき	310円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
白梅総合体育館	メインアリーナ	専用利用	一般	1時間につき	3,270円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	1,630円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	1,630円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	810円
		部分利用(1／3面)	一般	1時間につき	1,090円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	540円
		部分利用(1／4面)	一般	1時間につき	810円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	400円

		部分利用(1／5面)	一般	1時間につき	650円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	320円
サブアリーナ	専用利用		一般	1時間につき	1,000円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	500円
	部分利用(1／2面)		一般	1時間につき	500円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	250円
(略)	(略)			(略)	(略)
北側控室	専用利用			1時間につき	130円
玄関ホール	専用利用			1時間につき	190円
(略)	(略)			(略)	(略)
サッカー場	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	3,150円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	1,570円
	サブグラウンド	専用利用	一般	1時間につき	310円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	150円
テニスコート	砂入り人工芝コート1面	専用利用	一般	1時間につき	300円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	150円
	照明設備	1面		1時間につき	450円
宿泊研修施設	研修室	専用利用	一般	1時間につき	1,050円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	520円
	和室24畳	専用利用	一般	1時間につき	700円

		<u>中学生以下</u>	1 時間につき	350円
和室12畳	専用利用	一般	1 時間につき	520円
		<u>中学生以下</u>	1 時間につき	260円
厨房(食堂を含む。)	専用利用	一般	1 時間につき	3,270円
		<u>中学生以下</u>	1 時間につき	1,630円
洋室	宿泊利用	一般	1 人 1 泊につき	3,590円
		<u>中学生以下</u>	1 人 1 泊につき	1,790円
和室	宿泊利用	一般	1 人 1 泊につき	3,040円
		<u>中学生以下</u>	1 人 1 泊につき	1,520円
玄関ホール	専用利用		1 時間につき	90円
駐車場	専用利用		1 時間につき	1,440円
(略)	(略)		(略)	(略)

【別記2】

改正案

区分			単位	使用料
久世体育館	アリーナ	専用利用	一般	1 時間につき
			<u>高校生以下</u>	1 時間につき
		部分利用(1／2面)	一般	1 時間につき

		<u>高校生以下</u>	1 時間につき	380円
部分利用(1／6面)	一般	1 時間につき	250円	
個人利用	<u>高校生以下</u>	1 時間につき	120円	
(略)	一般	1 人 1 回につき	350円	
テニスコート	クレーコート 1 面	<u>高校生以下</u>	1 人 1 回につき	170円
	照明設備	1 面	1 時間につき	660円

現行

区分			単位	使用料
久世体育館	アリーナ	専用利用	一般	1 時間につき 1,520円
			<u>中学生以下</u>	1 時間につき 760円
		部分利用(1／2面)	一般	1 時間につき 760円
			<u>中学生以下</u>	1 時間につき 380円
		部分利用(1／6面)	一般	1 時間につき 250円
			<u>中学生以下</u>	1 時間につき 120円
		個人利用	一般	1 人 1 回につき 350円
			<u>中学生以下</u>	1 人 1 回につき 170円

	(略)		(略)	(略)
テニスコート	クレーコート 1面	専用利用	一般	1時間につき
			<u>中学生以下</u>	1時間につき
	照明設備	1面		1時間につき

【別記3】

改正案

区分			単位	使用料
宮芝グラウンド	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき
			<u>高校生以下</u>	1時間につき
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき
			<u>高校生以下</u>	1時間につき
	照明設備	(略)	(略)	(略)
		1／2面	1時間につき	1,500円
	音響設備		<u>1回につき</u>	<u>1,000円</u>
(略)	(略)			(略)
宮芝スポーツ会館	研修室	専用利用	一般	1時間につき
			<u>高校生以下</u>	1時間につき
	和室	専用利用	一般	1時間につき

		<u>高校生以下</u>	1時間につき	90円
--	--	--------------	--------	-----

現行

区分			単位	使用料
宮芝グラウンド	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき 750円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき 370円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき 370円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき 180円
	照明設備	(略)		(略)
		1／2面		1時間につき 1,500円
(略)	(略)			(略)
宮芝スポーツ会館	研修室	専用利用	一般	1時間につき 210円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき 100円
	和室	専用利用	一般	1時間につき 190円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき 90円

【別記4】

改正案

区分	単位	使用料
----	----	-----

テニスコート	砂入り人工芝コート 1 面	専用利用	一般	1 時間につき	440円
			<u>高校生以下</u>	1 時間につき	220円
	照明設備	1 面		1 時間につき	660円
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
多目的グラウンド	グラウンド	専用利用	一般	1 時間につき	610円
			<u>高校生以下</u>	1 時間につき	300円
		部分利用(1／2 面)	一般	1 時間につき	300円
			<u>高校生以下</u>	1 時間につき	150円
	(略)	(略)		(略)	(略)
野球場	グラウンド	専用利用	一般	1 時間につき	600円
			<u>高校生以下</u>	1 時間につき	300円
	(略)	(略)		(略)	(略)
キャンプ場	デイキャンプ(フリーサイト)			1 張りにつき	300円
				<u>高校生以下</u>	150円
	宿泊利用(フリーサイト)			1 张りにつき	570円
				<u>高校生以下</u>	280円

現行

区分				単位	使用料
テニスコート	砂入り人工芝コート 1 面	専用利用	一般	1 時間につき	1,000円

			<u>中学生以下</u>	1時間につき	500円
	照明設備	1面		1時間につき	1,000円
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
多目的グラウンド	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	610円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	300円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	300円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	150円
	照明設備	全面		1時間につき	3,000円
野球場	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	600円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき	300円
		(略)	(略)	(略)	(略)
キャンプ場	デイキャンプ(フリーサイト)		一般	1張りにつき	300円
			<u>中学生以下</u>	1張りにつき	150円
	宿泊利用(フリーサイト)		一般	1張りにつき	570円
			<u>中学生以下</u>	1張りにつき	280円

【別記5】

改正案

区分	単位	使用料

真庭やまびこスタジア ム多目的グラウンド	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	500円
			高校生以下	1時間につき	250円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき	250円
			高校生以下	1時間につき	120円
真庭やまびこスタジア ム野球場	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき	1,540円
			高校生以下	1時間につき	770円
	音響設備			1回につき	1,000円
	空調設備			1時間につき	770円
久世産業学習館	産業学習室	専用利用	一般	1時間につき	320円
			高校生以下	1時間につき	160円
	技能研修室	専用利用	一般	1時間につき	280円
			高校生以下	1時間につき	140円
	厨房	専用利用	一般	1時間につき	200円
			高校生以下	1時間につき	100円
	和室	専用利用	一般	1時間につき	200円
			高校生以下	1時間につき	100円
	和室	宿泊利用	一般	1人1泊につき	3,300円
			高校生以下	1人1泊につき	1,650円
	洋室	宿泊利用	一般	1人1泊につき	3,300円
			高校生以下	1人1泊につき	1,650円

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

現行

区分			単位	使用料
真庭やまびこスタジアム多目的グラウンド	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき 500円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき 250円
		部分利用(1／2面)	一般	1時間につき 250円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき 120円
真庭やまびこスタジアム野球場	グラウンド	専用利用	一般	1時間につき 1,310円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき 650円
		音響設備		1回につき 1,000円
久世産業学習館	産業学習室	専用利用	一般	1時間につき 320円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき 160円
	技能研修室	専用利用	一般	1時間につき 280円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき 140円
	厨房	専用利用	一般	1時間につき 200円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき 100円
	和室	専用利用	一般	1時間につき 200円
			<u>中学生以下</u>	1時間につき 100円
	和室	宿泊利用	一般	1人1泊につき 3,000円

		<u>中学生以下</u>	1人1泊につき	1,500円
洋室	宿泊利用	一般	1人1泊につき	3,000円
		<u>中学生以下</u>	1人1泊につき	1,500円
(略)		(略)	(略)	(略)

議案第 64 号

真庭市勝山健康増進施設水夢条例の一部改正について

真庭市勝山健康増進施設水夢条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市勝山健康増進施設水夢について、使用料及び利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市勝山健康増進施設水夢条例の一部を改正する条例

真庭市勝山健康増進施設水夢条例(平成23年真庭市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「を上限として」を「に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で」に改める。

別表プールの部一般の項中「1,200円」を「1,400円」に改め、同部小・中学生の項中「小・中学生」の次に「・高校生」を加え、「600円」を「700円」に改め、同部3歳以上の項中「300円」を「350円」に改め、同表フィットネスの項中「1,200円」を「1,400円」に改め、同表温浴施設の項中「500円」を「600円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市勝山健康増進施設水夢条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

真庭市勝山健康増進施設水夢条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別表(第8条、第18条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p>	<p>(利用料金等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別表(第8条、第18条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p>

【別記1】

改正案

区分		単位	使用料
プール	一般	1回につき	<u>1,400円</u>
	小・中学生・高校生	1回につき	<u>700円</u>
	3歳以上	1回につき	<u>350円</u>
フィットネス		1回につき	<u>1,400円</u>
温浴施設		1回につき	<u>600円</u>

現行

区分		単位	使用料
プール	一般	1回につき	<u>1,200円</u>
	小・中学生	1回につき	<u>600円</u>
	3歳以上	1回につき	<u>300円</u>
フィットネス		1回につき	<u>1,200円</u>
温浴施設		1回につき	<u>500円</u>

議案第65号

真庭市蒜山高原ライディングパーク条例の一部改正について

真庭市蒜山高原ライディングパーク条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市蒜山高原ライディングパークについて、使用料及び利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市蒜山高原ライディングパーク条例の一部を改正する条例

真庭市蒜山高原ライディングパーク条例(平成18年真庭市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「定める額を上限として」を「掲げる使用料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で」に改める。

別表の1の表外来厩舎の部1房24時間につきの項中「1,500円」を「2,250円」に改め、同部1房1月につきの項中「45,000円」を「67,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市蒜山高原ライディングパーク条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

真庭市蒜山高原ライディングパーク条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、別表に掲げる使用料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表(第10条関係)</p> <p>1 施設</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表(第10条関係)</p> <p>1 施設</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p>

【別記1】

改正案

区分		単位	使用料
(略)	(略)	(略)	(略)
外来厩舎	専用使用	1房24時間につき	2,250円
		1房1月につき	67,500円

現行

区分		単位	使用料
(略)	(略)	(略)	(略)
外来厩舎	専用使用	1房24時間につき	1,500円
		1房1月につき	45,000円

議案第 66 号

真庭市蒜山高原自然広場条例の一部改正について

真庭市蒜山高原自然広場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市蒜山高原自然広場について、利用料金の規定方法を見直し、指定管理者の創意工夫を活かしたサービス向上を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市蒜山高原自然広場条例の一部を改正する条例

真庭市蒜山高原自然広場条例(令和4年真庭市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「及び別表第2に掲げる加算額を上限として」を「に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で」に改め、第18条第3項を第4項とし、第4項を第5項とし、第5項を第6項とし、第6項を第7項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 自然広場の利用が別表第2の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を前項に定める利用料金の額に加算するものとする。この場合において、同表中「別表第1に定める使用料の額」とあるのは「第18条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

真庭市蒜山高原自然広場条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表第1に掲げる額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 <u>自然広場の利用が別表第2の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を前項に定める利用料金の額に加算するものとする。この場合において、同表中「別表第1に定める使用料の額」とあるのは「第18条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(利用料金等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表第1に掲げる額及び別表第2に掲げる加算額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>

議案第 6 7 号

真庭市平成の森条例の一部改正について

真庭市平成の森条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

原 案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市平成の森について、使用料の区分を見直し、高校生が気軽に施設を利用できるようにするため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市平成の森条例の一部を改正する条例

真庭市平成の森条例(平成17年真庭市条例第114号)の一部を次のように改正する。

別表平成の森ドームの部専用使用の款中学生以下の項、同部個人使用の款中学生以下の項、同表平成の森スポーツグラウンドの部専用使用の款中学生以下の項、同部部分使用(1／2面)の款中学生以下の項及び同表備考第5の項中「中学生」を「高校生」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市平成の森条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

真庭市平成の森条例新旧対照表

改正案	現行
<p>別表(第5条、第9条関係) 【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 過半数が<u>高校生</u>以下の児童、生徒等で構成する団体が専用使用する場合は、<u>高校生</u>以下の専用使用の使用料を適用する。</p> <p>6 (略)</p>	<p>別表(第5条、第9条関係) 【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 過半数が<u>中学生</u>以下の児童、生徒等で構成する団体が専用使用する場合は、<u>中学生</u>以下の専用使用の使用料を適用する。</p> <p>6 (略)</p>

【別記1】

改正案

区分		単位	使用料
平成の森ドーム	専用使用	(略)	(略)
		<u>高校生以下</u>	1 時間につき 230円
	個人使用	(略)	(略)
		<u>高校生以下</u>	1 人 1 回につき 100円
平成の森スポーツグラウンド	専用使用	(略)	(略)
		<u>高校生以下</u>	1 時間につき 250円
	部分使用(1／2面)	(略)	(略)
		<u>高校生以下</u>	1 時間につき 120円

現行

区分		単位	使用料
平成の森ドーム	専用使用	(略)	(略)
		<u>中学生以下</u>	1 時間につき 230円
	個人使用	(略)	(略)
		<u>中学生以下</u>	1 人 1 回につき 100円
平成の森スポーツグラウンド	専用使用	(略)	(略)

ド		中学生以下	1 時間につき	250円
	部分使用(1／2面)	(略)	(略)	(略)
		中学生以下	1 時間につき	120円

議案第68号

真庭市久世エスパスセンター設置条例の一部改正について

真庭市久世エスパスセンター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市久世エスパスセンターについて、利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市久世エスパスセンター設置条例の一部を改正する条例

真庭市久世エスパスセンター設置条例(平成18年真庭市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項及び第3項を次のように改める。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に掲げる利用料金に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 施設等の利用が別表第3の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を前項に定める利用料金の額に加算するものとする。

第20条第2項中「第13条第2項」を「第13条」に、「同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」」を「同条第2項中「利用料金の額」とあるのは「使用料の額」と、「に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるもの」とあるのは「の額」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」」に改め、「第18条及び前条中「指定管理者」とあるのは「市長」と」の次に「、別表中「第13条第2項の規定により市長の承認を得て定めた」とあるのは「別表第1及び第2に定める利用料金の」と」を加える。

別表第1の表ホール(楽屋を含む。)の項中「4,840円」を「5,060円」に改め、同表ホール(舞台)の項中「960円」を「990円」に改め、同表エスパススタジオの項中「1,210円」を「1,430円」に改め、同表会議室の項、研修室の項、ギャラリーの項、学習室の項及びミーティングルームの項中「600円」を「660円」に改め、同表ホワイエの項中「1,570円」を「2,200円」に改め、同表録音室の項を削り、同表土広場の項中「360円」を「550円」に改める。

別表第2の表ホールの部音響設備の項及び調光設備の項中「5,250円」を「7,700円」に改め、同部ピンスポットライトの項、同表エスパススタジオ、ホワイエの部音響設備の項及び調光設備の項並びに同表土広場ライトアップの項中「1,050円」を「1,540円」に改め、同表楽器類の部ヤマハピアノS6の項中「2,840円」を「4,180円」に改め、同部スタインウェイピアノの項中「12,380

円」を「18,480円」に改め、同表備品類の部移動調光装置の項及び移動音響装置の項中「1,050円」を「1,540円」に改め、同部簡易ステージの項中「1,570円」を「2,200円」に改め、同部16ミリ映写機の項を削る。

別表第3中「別表第1及び別表第2に定める利用料金の」を「第13条第2項の規定により市長の承認を得て定めた」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市久世エスパスセンター設置条例別表第1及び第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

真庭市久世エスパスセンター設置条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金の納入)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に掲げる利用料金に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p><u>3 施設等の利用が別表第3の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を前項に定める利用料金の額に加算するものとする。</u></p> <p>(市長による管理)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定により市長が管理を行う場合においては、第8条から<u>第13条まで</u>、第15条、第16条、第18条及び前条の規定を準用する。この場合において、第8条第2項及び第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第10条、第11条及び第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、<u>同条第2項中「利用料金の額」とあるのは「使用料の額」と、「に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるもの」とあるのは「の額」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第15条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長が特に必要と認める場合」とあるのは「特に必要と認める場合」とあるのは「利用料金」とあるのは「使用料」と、第16条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第18条及び前条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(利用料金の納入)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>2 施設等の利用が別表第3の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を別表第1及び別表第2に定める利用料金の額に加算するものとする。</u></p> <p><u>3 利用料金は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p>(市長による管理)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定により市長が管理を行う場合においては、第8条から<u>第13条第2項まで</u>、第15条、第16条、第18条及び前条の規定を準用する。この場合において、第8条第2項及び第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第10条、第11条及び第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、<u>同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第15条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長が特に必要と認める場合」とあるのは「特に必要と認める場合」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第16条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第18条及び前条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u></p>

「特に必要と認める場合」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第16条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第18条及び前条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「第13条第2項の規定により市長の承認を得て定めた」とあるのは「別表第1及び第2に定める利用料金の」と読み替えるものとする。

別表第1(第13条、第20条関係)

施設利用料金

【別記1 参照】

備考 (略)

別表第2(第13条、第20条関係)

設備・備品利用料金

【別記2 参照】

備考 (略)

別表第3(第13条、第20条関係)

割増料金

【別記3 参照】

備考 (略)

別表第1(第13条、第20条関係)

施設利用料金

【別記1 参照】

備考 (略)

別表第2(第13条、第20条関係)

設備・備品利用料金

【別記2 参照】

備考 (略)

別表第3(第13条、第20条関係)

割増料金

【別記3 参照】

備考 (略)

【別記1】

改正案

区分	単位	利用料金
ホール(楽屋を含む。)	1時間につき	5,060円
ホール(舞台)	1時間につき	990円
エスパススタジオ	1時間につき	1,430円
会議室	1時間につき	660円
研修室	1時間につき	660円
ギャラリー	1時間につき	660円
学習室	1時間につき	660円
ミーティングルーム	1時間につき	660円
ホワイエ	1時間につき	2,200円
土広場	1時間につき	550円

現行

区分	単位	利用料金
ホール(楽屋を含む。)	1時間につき	4,840円
ホール(舞台)	1時間につき	960円

エスパススタジオ	1時間につき	1,210円
会議室	1時間につき	600円
研修室	1時間につき	600円
ギャラリー	1時間につき	600円
学習室	1時間につき	600円
ミーティングルーム	1時間につき	600円
ホワイエ	1時間につき	1,570円
録音室	1時間につき	120円
土広場	1時間につき	360円

【別記2】

改正案

区分		単位	利用料金
ホール	音響設備	1式につき	7,700円
	調光設備	1式につき	7,700円
	ピンスポットライト	1台につき	1,540円
エスパススタジオ、ホワイエ	音響設備	1式につき	1,540円
	調光設備	1式につき	1,540円
土広場ライトアップ		1回につき	1,540円

(略)	(略)	(略)	
楽器類	ヤマハピアノS6	1台につき	4,180円
	スタインウェイピアノ	1台につき	18,480円
備品類	移動調光装置	1式につき	1,540円
	移動音響装置	1式につき	1,540円
	簡易ステージ	1式につき	2,200円

現行

区分		単位	利用料金
ホール	音響設備	1式につき	5,250円
	調光設備	1式につき	5,250円
	ピンスポットライト	1台につき	1,050円
エスパススタジオ、ホワイエ	音響設備	1式につき	1,050円
	調光設備	1式につき	1,050円
土広場ライトアップ		1回につき	1,050円
(略)	(略)	(略)	
楽器類	ヤマハピアノS6	1台につき	2,840円
	スタインウェイピアノ	1台につき	12,380円
備品類	移動調光装置	1式につき	1,050円
	移動音響装置	1式につき	1,050円

簡易ステージ	1式につき	1,570円
16ミリ映写機	1式につき	2,100円

【別記3】

改正案

利用形態	加算額
市民以外の者が利用する場合	第13条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額に100分の50を乗じて得た額
営利目的で利用する場合	第13条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額に100分の100を乗じて得た額
入場料を徴収して利用する場合	第13条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額に100分の200を乗じて得た額

現行

利用形態	加算額
市民以外の者が利用する場合	別表第1及び別表第2に定める利用料金の額に100分の50を乗じて得た額
営利目的で利用する場合	別表第1及び別表第2に定める利用料金の額に100分の100を乗じて得た額
入場料を徴収して利用する場合	別表第1及び別表第2に定める利用料金の額に100分の200を乗じて得た額

議案第 6 9 号

真庭市交流体験施設匠蔵条例の一部改正について

真庭市交流体験施設匠蔵条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太 田 昇

原 案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市交流体験施設匠蔵について、利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市交流体験施設匠蔵条例の一部を改正する条例

真庭市交流体験施設匠蔵条例(平成17年真庭市条例第264号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項及び第3項を次のように改める。

2 利用料金の額は、別表第1に掲げる利用料金に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 施設の利用が別表第2の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を前項に定める利用料金の額に加算するものとする。

第18条第2項中「第13条第1項及び第2項」を「第13条」に、「同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」」を「同条第2項中「利用料金の額」とあるのは「使用料の額」」に改め、「第16条中「利用料金」とあるのは「使用料」と」の次に「、別表第2中「第13条第2項の規定により市長の承認を得て定めた」とあるのは「別表第1に定める利用料金の」と」を加える。

別表第1中庭の項中「120円」を「140円」に改める。

別表第2中「別表第1に定める利用料金の」を「第13条第2項の規定により市長の承認を得て定めた」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市交流体験施設匠蔵条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

真庭市交流体験施設匠蔵条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金の納入)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>利用料金の額は、別表第1に掲げる利用料金に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>施設の利用が別表第2の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を前項に定める利用料金の額に加算するものとする。</u></p> <p>(市長による管理)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定により市長が管理を行う場合においては、第7条から第10条まで、第12条、<u>第13条</u>、第15条並びに第16条の規定を準用する。この場合において、第7条及び第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、市長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第9条、第10条及び第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、<u>同条第2項中「利用料金の額」とあるのは「使用料の額」と</u>、第15条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長が特に必要があると認める場合」とあるのは「特に必要があると認める場合」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第16条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、<u>別表第2中「第13条第2項の規定により市長の承認を得て定めた」とあるのは「別表</u></p>	<p>(利用料金の納入)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>施設の利用が別表第2の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を別表第1に定める利用料金の額に加算するものとする。</u></p> <p>3 <u>利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>(市長による管理)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定により市長が管理を行う場合においては、第7条から第10条まで、第12条、<u>第13条第1項及び第2項</u>、第15条並びに第16条の規定を準用する。この場合において、第7条及び第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、市長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第9条、第10条及び第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、<u>同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と</u>、第15条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長が特に必要があると認める場合」とあるのは「特に必要があると認める場合」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第16条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p>

第1に定める利用料金の」と読み替えるものとする。

別表第1(第13条、第18条関係)

施設利用料金

【別記1 参照】

備考 (略)

別表第2(第13条、第18条関係)

割増料金

【別記2 参照】

備考 (略)

別表第1(第13条、第18条関係)

施設利用料金

【別記1 参照】

備考 (略)

別表第2(第13条、第18条関係)

割増料金

【別記2 参照】

備考 (略)

【別記1】

改正案

区分	単位	利用料金
(略)	(略)	(略)
中庭	1時間につき	140円
(略)	(略)	

現行

区分	単位	利用料金
(略)	(略)	(略)
中庭	1時間につき	120円
(略)	(略)	

【別記2】

改正案

利用形態	加算額
市民以外の者が利用する場合	第13条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額に100分の50を乗じて得た額

営利目的で利用する場合	第13条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額に100分の100を乗じて得た額
入場料を徴収して利用する場合	第13条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額に100分の200を乗じて得た額

現行

利用形態	加算額
市民以外の者が利用する場合	別表第1に定める利用料金の額に100分の50を乗じて得た額
営利目的で利用する場合	別表第1に定める利用料金の額に100分の100を乗じて得た額
入場料を徴収して利用する場合	別表第1に定める利用料金の額に100分の200を乗じて得た額

議案第70号

真庭市市民センター条例の一部改正について

真庭市市民センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

湯原ふれあいセンターについて、使用料を見直し、施設の適切な運営を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市市民センター条例の一部を改正する条例

真庭市市民センター条例(平成22年真庭市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第2湯原ふれあいセンターの部ホールの項中「1,480円」を「1,600円」に改め、同部第1会議室の項中「270円」を「280円」に改め、同部第3会議室の項及び第4会議室の項中「70円」を「80円」に改め、同部多目的室の項中「90円」を「120円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市市民センター条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

真庭市市民センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>別表第2(第5条、第11条関係) 施設・設備等使用料 【別記1 参照】 備考 (略)</p>	<p>別表第2(第5条、第11条関係) 施設・設備等使用料 【別記1 参照】 備考 (略)</p>

【別記1】

改正案

区分		単位	使用料
(略)	(略)	(略)	(略)
湯原ふれあいセンター	ホール	1時間につき	1,600円
	第1会議室	1時間につき	280円
	(略)	(略)	(略)
	第3会議室	1時間につき	80円
	第4会議室	1時間につき	80円
	多目的室	1時間につき	120円
	(略)	(略)	

現行

区分		単位	使用料
(略)	(略)	(略)	(略)
湯原ふれあいセンター	ホール	1時間につき	1,480円
	第1会議室	1時間につき	270円
	(略)	(略)	(略)
	第3会議室	1時間につき	70円

第4会議室	1時間につき	70円
多目的室	1時間につき	90円
(略)	(略)	

議案第 71 号

真庭市北房なかつい陣屋条例の一部改正について

真庭市北房なかつい陣屋条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市北房なかつい陣屋について、利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市北房なかつい陣屋条例の一部を改正する条例

真庭市北房なかつい陣屋条例(平成18年真庭市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項」を「掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が市長」に改める。

別表洋室の項中「3,200円」を「4,800円」に、「2,200円」を「3,300円」に改め、同表和室の項中「3,200円」を「4,800円」に、「2,200円」を「3,300円」改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市北房なかつい陣屋条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

真庭市北房なかつい陣屋条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金の納入)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、<u>指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。</u></p> <p>別表(第10条、第15条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p>	<p>(利用料金の納入)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に定める額を上限として、<u>指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。</u></p> <p>別表(第10条、第15条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p>

【別記1】

改正案

区分		単位	利用料金
洋室	大人(中学生以上)	1人1泊につき	<u>4,800円</u>
	小人(4歳以上小学生以下)	1人1泊につき	<u>3,300円</u>
和室	大人(中学生以上)	1人1泊につき	<u>4,800円</u>
	小人(4歳以上小学生以下)	1人1泊につき	<u>3,300円</u>
(略)		(略)	(略)

現行

区分		単位	利用料金
洋室	大人(中学生以上)	1人1泊につき	<u>3,200円</u>
	小人(4歳以上小学生以下)	1人1泊につき	<u>2,200円</u>
和室	大人(中学生以上)	1人1泊につき	<u>3,200円</u>
	小人(4歳以上小学生以下)	1人1泊につき	<u>2,200円</u>
(略)		(略)	(略)

議案第72号

真庭市北房旧菅野邸条例の一部改正について

真庭市北房旧菅野邸条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市北房旧菅野邸について、利用料金の規定方法を見直し、指定管理者の創意工夫を活かしたサービス向上を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市北房旧菅野邸条例の一部を改正する条例

真庭市北房旧菅野邸条例(平成18年真庭市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項」を「掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が市長」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

真庭市北房旧菅野邸条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金の納入)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、<u>指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。</u></p>	<p>(利用料金の納入)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に定める額を上限として、<u>指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。</u></p>

議案第73号

真庭市道の駅醍醐の里条例の一部改正について

真庭市道の駅醍醐の里条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市道の駅醍醐の里について、利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市道の駅醍醐の里条例の一部を改正する条例

真庭市道の駅醍醐の里条例(平成18年真庭市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「定める額を上限として」を「掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で」に改める。

別表活性化施設の部加工室の項中「1,200円」を「1,400円」に改め、同部調理実習室の項中「800円」を「900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市道の駅醍醐の里条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

真庭市道の駅醍醐の里条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金の納入)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>別表(第12条、第17条関係)</p> <p>真庭市道の駅醍醐の里利用料金</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(利用料金の納入)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>別表(第12条、第17条関係)</p> <p>真庭市道の駅醍醐の里利用料金</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正案

施設区分		利用料金
活性化施設	(略)	(略)
	加工室	1時間につき <u>1,400円</u>
	調理実習室	1時間につき <u>900円</u>
	(略)	(略)

現行

施設区分		利用料金
活性化施設	(略)	(略)
	加工室	1時間につき <u>1,200円</u>
	調理実習室	1時間につき <u>800円</u>
	(略)	(略)

議案第74号

真庭市神庭の滝自然公園条例の一部改正について

真庭市神庭の滝自然公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市神庭の滝自然公園について、入園料及び利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市神庭の滝自然公園条例の一部を改正する条例

真庭市神庭の滝自然公園条例(平成22年真庭市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第14条中「定める額を上限として」を、「掲げる入園料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で」に改める。

別表個人の項中「150円」を「220円」に、「300円」を「450円」に改め、同表団体の項中「120円」を「180円」に、「240円」を「360円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市神庭の滝自然公園条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る入園料から適用し、同日前の利用に係る入園料については、なお従前の例による。

真庭市神庭の滝自然公園条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金等)</p> <p>第14条 第11条の規定により自然公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第7条第1項の規定にかかわらず、自然公園の入園に係る料金(以下「利用料金」という。)は指定管理者の収入として收受させるものとし、利用料金の額は、別表に<u>掲げる入園料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で</u>、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>別表(第7条、第14条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p>	<p>(利用料金等)</p> <p>第14条 第11条の規定により自然公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第7条第1項の規定にかかわらず、自然公園の入園に係る料金(以下「利用料金」という。)は指定管理者の収入として收受させるものとし、利用料金の額は、別表に<u>定める額を上限として</u>、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>別表(第7条、第14条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p>

【別記1】

改正案

区分	単位	入園料	
		小人	大人
個人	1人1回	220円	450円
団体	1人1回	180円	360円

現行

区分	単位	入園料	
		小人	大人
個人	1人1回	150円	300円
団体	1人1回	120円	240円

議案第75号

真庭市クリエイト菅谷条例の一部改正について

真庭市クリエイト菅谷条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市クリエイト菅谷について、使用料及び利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 1 号

真庭市クリエイト菅谷条例の一部を改正する条例

真庭市クリエイト菅谷条例(平成21年真庭市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「定める額を上限として」を「掲げる使用料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で」に改める。

別表第2宿泊施設の部茅葺民家の款基本料金の項中「25,000円」を「33,000円」に改め、同表キャンプ場の部ログキャビン(5~6人用)の項中「4,000円」を「6,000円」に改め、同部テントサイトの項中「2,000円」を「3,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市クリエイト菅谷条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

真庭市クリエイト菅谷条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(指定管理者による管理の場合の読み替え等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 第3条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第9条の規定にかかわらず、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させるものとし、利用料金の額は、別表第2に掲げる <u>使用料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で</u>、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第2(第9条、第15条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(指定管理者による管理の場合の読み替え等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 第3条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第9条の規定にかかわらず、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させるものとし、利用料金の額は、別表第2に定める <u>額を上限として</u>、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第2(第9条、第15条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正案

区分		単位	使用料	
宿泊施設	茅葺民家	1棟1泊	基本料金	<u>33,000円</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
キャンプ場	ログキャビン(5～6人用)	1棟1泊		<u>6,000円</u>
	テントサイト	1区画1泊		<u>3,000円</u>
	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	

現行

区分		単位	使用料	
宿泊施設	茅葺民家	1棟1泊	基本料金	<u>25,000円</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
キャンプ場	ログキャビン(5～6人用)	1棟1泊		<u>4,000円</u>
	テントサイト	1区画1泊		<u>2,000円</u>
	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	

議案第 76 号

真庭市温泉条例の一部改正について

真庭市温泉条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

足温泉館及び下湯原温泉露天風呂について、入浴料及び施設使用料を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市温泉条例の一部を改正する条例

真庭市温泉条例(平成18年真庭市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第4条の表入浴料の部足温泉館の款市内在住者の項中「300円」を「400円」に、「3,000円」を「4,000円」に、「150円」を「200円」に、「1,500円」を「2,000円」に改め、同款市外者の項中「600円」を「800円」に、「6,000円」を「8,000円」に、「300円」を「400円」に、「3,000円」を「4,000円」に改め、同部下湯原温泉露天風呂の款市内在住者の項中「250円」を「370円」に、「2,500円」を「3,700円」に、「120円」を「180円」に、「1,200円」を「1,800円」に改め、同款市外者の項中「500円」を「740円」に、「5,000円」を「7,400円」に、「250円」を「360円」に、「2,500円」を「3,600円」に改め、同款ペットの項中「1,570円」を「1,900円」に改め、同表施設使用料の部足温泉館の款3人までの項中「2,500円」を「3,300円」に改める。

第7条第1項中「以下「法」という。」を削り、同条第5項中「に定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項」を「の表に掲げる料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が市長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市温泉条例第4条の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る入浴料及び施設使用料から適用し、同日前の利用に係る入浴料及び施設使用料については、なお従前の例による。

真庭市温泉条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(入浴料、施設使用料及び温泉販売料)</p> <p>第4条 足温泉館及び下湯原温泉露天風呂の入浴料(男女普通湯、露天風呂)、施設使用料及び温泉販売料(以下「入浴料等」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(施設の管理)</p> <p>第7条 足温泉館及び下湯原温泉露天風呂の効率的な利用を図るため、維持管理及び運営は、地方自治法(昭和22年法律第67号。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定管理者による管理の場合の入浴料等は、第4条の表に掲げる料金の額に<u>100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>(入浴料、施設使用料及び温泉販売料)</p> <p>第4条 足温泉館及び下湯原温泉露天風呂の入浴料(男女普通湯、露天風呂)、施設使用料及び温泉販売料(以下「入浴料等」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(施設の管理)</p> <p>第7条 足温泉館及び下湯原温泉露天風呂の効率的な利用を図るため、維持管理及び運営は、地方自治法(昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定管理者による管理の場合の入浴料等は、第4条に定める額を上限として、<u>指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。</u></p> <p>6 (略)</p>

【別記1】

改正案

区分					単位	料金
入浴料	足温泉館	市内在住者	中学生以上	普通湯	1回につき	<u>400円</u>
					回数券(12枚綴)	<u>4,000円</u>
		市外者	小学生	普通湯	1回につき	<u>200円</u>
					回数券(12枚綴)	<u>2,000円</u>
			中学生以上	普通湯	1回につき	<u>800円</u>
					回数券(12枚綴)	<u>8,000円</u>
	下湯原温泉露天風呂	市内在住者	小学生	普通湯	1回につき	<u>400円</u>
					回数券(12枚綴)	<u>4,000円</u>
		市外者	中学生以上	露天風呂	1回につき	<u>370円</u>
					回数券(12枚綴)	<u>3,700円</u>
			小学生	露天風呂	1回につき	<u>180円</u>
			回数券(12枚綴)	<u>1,800円</u>		
			中学生以上	露天風呂	1回につき	<u>740円</u>
					回数券(12枚綴)	<u>7,400円</u>
			小学生	露天風呂	1回につき	<u>360円</u>

				回数券(12枚綴)	3,600円
	ペット	犬又は猫(限定)	ペット風呂	1回1時間以内	1,900円
施設使用料	足温泉館	3人まで	家族湯	1時間以内	3,300円
		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

現行

区分					単位	料金
入浴料	足温泉館	市内在住者	中学生以上	普通湯	1回につき	300円
					回数券(12枚綴)	3,000円
		市外者	中学生以上	普通湯	1回につき	150円
					回数券(12枚綴)	1,500円
			小学生	普通湯	1回につき	600円
					回数券(12枚綴)	6,000円
	下湯原温泉露天風呂	市内在住者	中学生以上	露天風呂	1回につき	300円
					回数券(12枚綴)	3,000円
		小学生	露天風呂	露天風呂	1回につき	250円
					回数券(12枚綴)	2,500円
					1回につき	120円
					回数券(12枚綴)	1,200円

	市外者	中学生以上	露天風呂	1回につき	500円
				回数券(12枚綴)	5,000円
		小学生	露天風呂	1回につき	250円
				回数券(12枚綴)	2,500円
	ペット	犬又は猫(限定)	ペット風呂	1回1時間以内	1,570円
施設使用料	足温泉館	3人まで	家族湯	1時間以内	2,500円
		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

議案第 7 号

真庭市湯本温泉館条例の一部改正について

真庭市湯本温泉館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

原 案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市湯本温泉館について、使用料を見直し、施設の適切な管理運営を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市湯本温泉館条例の一部を改正する条例

真庭市湯本温泉館条例(平成17年真庭市条例第223号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表普通湯の項市民の欄中「300円」を「400円」に、「150円」を「200円」に、「3,000円」を「4,000円」に、「1,500円」を「2,000円」に改め、同項市民以外の欄中「600円」を「800円」に、「300円」を「400円」に、「6,000円」を「8,000円」に、「3,000円」を「4,000円」に改め、同項湯原温泉宿泊者の欄中「300円」を「400円」に、「150円」を「200円」に改め、同表身体障がい者浴室・家族湯の部身体障がい者以外の項中「3,000円」を「4,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市湯本温泉館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

真庭市湯本温泉館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>別表(第4条、第8条関係)</p> <p>1 使用料</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p>	<p>別表(第4条、第8条関係)</p> <p>1 使用料</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p>

【別記1】

改正案

施設	区分	使用料					
		市民		市民以外		湯原温泉宿泊者	
		中学生以上	小学生	中学生以上	小学生	中学生以上	小学生
普通湯	1回	400円	200円	800円	400円	400円	200円
	回数券(12枚綴)	4,000円	2,000円	8,000円	4,000円	—	—
身体障がい者浴室・ 家族湯	(略)	(略)					
	身体障がい者以外	(1) 基本料金 3人まで1時間につき4,000円 (2) 加算料金 4人以上で利用する場合は、4人目以降1人1時間につき普通湯の使用料を加算する。					
(略)	(略)	(略)					

現行

施設	区分	使用料					
		市民		市民以外		湯原温泉宿泊者	
		中学生以上	小学生	中学生以上	小学生	中学生以上	小学生
普通湯	1回	300円	150円	600円	300円	300円	150円
	回数券(12枚綴)	3,000円	1,500円	6,000円	3,000円	—	—
身体障がい者浴室・ 家族湯	(略)	(略)					
	身体障がい者以外	(1) 基本料金 3人まで1時間につき3,000円					

		(2) 加算料金 4人以上で利用する場合は、4人目以降1人1時間につき普通湯の使用料を加算する。
(略)	(略)	(略)

議案第 78 号

真庭市歴史民俗資料館条例の一部改正について

真庭市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市歴史民俗資料館について、利用料金の規定方法を見直し、指定管理者の創意工夫を活かしたサービス向上を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

真庭市歴史民俗資料館条例(平成18年真庭市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「を上限として」を「に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

真庭市歴史民俗資料館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(指定管理者による管理の場合の利用料金等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表第2に掲げる額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(指定管理者による管理の場合の利用料金等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表第2に掲げる額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p>

議案第 79 号

真庭市駐車場条例の一部改正について

真庭市駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

市営駐車場について、指定管理者の管理の場合の駐車料金の規定方法を見直し、指定管理者の創意工夫を活かしたサービス向上を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市駐車場条例の一部を改正する条例

真庭市駐車場条例(平成18年真庭市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第17条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定管理者による管理の場合には、第8条第1項の規定による料金を指定管理者の収入として收受させるものとし、料金の額は、別表第2に掲げる料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

真庭市駐車場条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定管理者による管理の場合には、第8条第1項の規定による料金を指定管理者の収入として收受させるものとし、料金の額は、別表第2に掲げる料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 (略)</u></p>

議案第 80 号

真庭市津黒高原観光施設条例の一部改正について

真庭市津黒高原観光施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市津黒高原観光施設について、使用料及び利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市津黒高原観光施設条例の一部を改正する条例

真庭市津黒高原観光施設条例(平成21年真庭市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「定める額を上限として」を「掲げる使用料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で」に改める。

別表第2津黒高原キャンプ場の部フリーサイトの項中「800円」を「1,200円」に、「400円」を「600円」に改め、同部オートキャンプの項中「5,000円」を「7,500円」に、「4,500円」を「6,750円」に、「600円」を「900円」に、「3,000円」を「4,500円」に、「2,500円」を「3,750円」に、「300円」を「450円」に改め、同表津黒温泉プールの部中学生以上の項中「700円」を「1,050円」に改め、同部小学生の項中「350円」を「520円」に改め、同部幼児(4歳以上)の項中「200円」を「300円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市津黒高原観光施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

真庭市津黒高原観光施設条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(指定管理者による管理の場合の読み替え等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 第3条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条の規定にかかわらず、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させるものとし、利用料金の額は、別表第2に掲げる<u>使用料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で</u>、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第2(第10条、第13条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(指定管理者による管理の場合の読み替え等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 第3条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条の規定にかかわらず、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させるものとし、利用料金の額は、別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第2(第10条、第13条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正案

区分		単位				使用料	
津黒高原キャンプ場	フリーサイト	宿泊	小学生以上1人につき				<u>1,200円</u>
		日帰り	小学生以上1人につき				<u>600円</u>
オートキャンプ	宿泊	1区画小学生以上	5人まで	基本料金	電源有り	<u>7,500円</u>	
					電源無し	<u>6,750円</u>	
			5人を超える場合	1人につき		<u>900円</u>	
	日帰り	1区画小学生以上	5人まで	基本料金	電源有り	<u>4,500円</u>	
					電源無し	<u>3,750円</u>	
			5人を超える場合	1人につき		<u>450円</u>	
(略)		(略)				(略)	
津黒温泉プール	中学生以上	1人につき				<u>1,050円</u>	
	小学生	1人につき				<u>520円</u>	
	幼児(4歳以上)	1人につき				<u>300円</u>	

現行

区分	単位	使用料

津黒高原キャンプ場	フリーサイト	宿泊	小学生以上1人につき				800円	
		日帰り	小学生以上1人につき				400円	
	オートキャンプ	宿泊	1区画小学生以上	5人まで	基本料金	電源有り	5,000円	
						電源無し	4,500円	
			5人を超える場合	1人につき			600円	
	日帰り	1区画小学生以上	5人まで	基本料金	電源有り		3,000円	
					電源無し	2,500円		
			5人を超える場合	1人につき			300円	
(略)		(略)				(略)		
津黒温泉プール		中学生以上	1人につき				700円	
		小学生	1人につき				350円	
		幼児(4歳以上)	1人につき				200円	

議案第 81 号

真庭市蒜山なごみの温泉津黒高原荘条例の一部改正について

真庭市蒜山なごみの温泉津黒高原荘条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市蒜山なごみの温泉津黒高原荘について、使用料及び利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市蒜山なごみの温泉津黒高原荘条例の一部を改正する条例

真庭市蒜山なごみの温泉津黒高原荘条例(平成21年真庭市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「定める額を上限として」を「掲げる使用料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で」に改める。

別表宿泊の部和室(トイレ無し)の款中学生以上の項中「5,800円」を「8,700円」に改め、同款小学生の項中「4,000円」を「6,000円」に改め、同款幼児(4歳以上)の項中「2,400円」を「3,600円」に改め、同部和室(トイレ有り)の款中学生以上の項中「6,600円」を「9,900円」に改め、同款小学生の項中「4,600円」を「6,900円」に改め、同款幼児(4歳以上)の項中「2,400円」を「3,600円」に改め、同部洋室の款中学生以上の項中「7,000円」を「10,500円」に改め、同款小学生の項中「4,900円」を「7,300円」に改め、同款幼児(4歳以上)の項中「2,400円」を「3,600円」に改め、同表温泉使用の部外者の款中学生以上の項中「600円」を「800円」に改め、同款小学生の項中「420円」を「400円」に改め、同款幼児(4歳以上)の項を削り、同部市内在住者の款中学生以上の項中「300円」を「400円」に改め、同款小学生の項中「210円」を「200円」に改め、同款幼児(4歳以上)の項を削り、同表施設使用の部個室の項中「3,700円」を「5,550円」に改め、同部大広間(休憩利用)の款中学生以上の項中「800円」を「1,200円」に改め、同款小学生の項中「700円」を「1,000円」に改め、同部大広間(貸切り)の項中「33,000円」を「38,000円」に改め、同部会議室(貸切り)の款30人用の項中「5,400円」を「6,000円」に改め、同款和室(16畳)の項中「5,400円」を「8,100円」に改め、同表備考第4項を同表備考第5項とし、同表備考第3項の次に次の1項を加える。

4 温泉使用については、小学校就学前の者に係る使用料は、無料とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市蒜山なごみの温泉津黒高原荘条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

真庭市蒜山なごみの温泉津黒高原荘条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(指定管理者による管理の場合の読み替え等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 第4条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第11条の規定にかかわらず、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させるものとし、利用料金は、別表に掲げる使用料の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第11条、第15条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>温泉使用については、小学校就学前の者に係る使用料は、無料とする。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>(指定管理者による管理の場合の読み替え等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 第4条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第11条の規定にかかわらず、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させるものとし、利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第11条、第15条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p>

【別記1】

改正案

区分		単位	使用料
宿泊	和室(トイレ無し)	中学生以上	1泊1人につき <u>8,700円</u>
		小学生	1泊1人につき <u>6,000円</u>
		幼児(4歳以上)	1泊1人につき <u>3,600円</u>
	和室(トイレ有り)	中学生以上	1泊1人につき <u>9,900円</u>
		小学生	1泊1人につき <u>6,900円</u>
		幼児(4歳以上)	1泊1人につき <u>3,600円</u>
	洋室	中学生以上	1泊1人につき <u>10,500円</u>
		小学生	1泊1人につき <u>7,300円</u>
		幼児(4歳以上)	1泊1人につき <u>3,600円</u>
温泉使用	市外者	中学生以上	1回につき <u>800円</u>
		小学生	1回につき <u>400円</u>
	市内在住者	中学生以上	1回につき <u>400円</u>
		小学生	1回につき <u>200円</u>
施設使用	個室	1室につき	<u>5,550円</u>
	大広間(休憩利用)	中学生以上	1人につき <u>1,200円</u>

	小学生	1人につき	1,000円
大広間(貸切り)		1日につき	38,000円
会議室(貸切り)	(略)	(略)	(略)
	30人用	1日につき	6,000円
	和室(16畳)	1日につき	8,100円

現行

区分		単位	使用料
宿泊	和室(トイレ無し)	中学生以上	1泊1人につき 5,800円
		小学生	1泊1人につき 4,000円
		幼児(4歳以上)	1泊1人につき 2,400円
	和室(トイレ有り)	中学生以上	1泊1人につき 6,600円
		小学生	1泊1人につき 4,600円
		幼児(4歳以上)	1泊1人につき 2,400円
	洋室	中学生以上	1泊1人につき 7,000円
		小学生	1泊1人につき 4,900円
		幼児(4歳以上)	1泊1人につき 2,400円
温泉使用	市外者	中学生以上	1回につき 600円
		小学生	1回につき 420円
		幼児(4歳以上)	1回につき 140円

市内在住者	中学生以上	1回につき	300円
	小学生	1回につき	210円
	幼児(4歳以上)	1回につき	70円
施設使用	個室	1室につき	3,700円
大広間(休憩利用)	中学生以上	1人につき	800円
	小学生	1人につき	700円
大広間(貸切り)		1日につき	33,000円
会議室(貸切り)	(略)	(略)	(略)
	30人用	1日につき	5,400円
	和室(16畳)	1日につき	5,400円

議案第82号

真庭市蒜山ヒルズ条例の一部改正について

真庭市蒜山ヒルズ条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市蒜山ヒルズについて、使用料及び利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市蒜山ヒルズ条例の一部を改正する条例

真庭市蒜山ヒルズ条例(平成18年真庭市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項」を「掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が市長」に改める。

別表研修室の部宿泊利用の項中「3,700円」を「5,550円」に、「2,000円」を「3,000円」に、「750円」を「1,100円」に改め、同部一時利用の項中「2,000円」を「3,000円」に改め、同表中

「

大浴場	大人(中学生以上)	1人1回 につき	500円
	小学生	1人1回 につき	300円
	幼児(4歳以上)	1人1回 につき	160円

」を

「

大浴場	市外者	中学生以上	1人1回 につき	740円
		小学生	1人1回 につき	360円
	市内在住者	中学生以上	1人1回 につき	370円
		小学生	1人1回 につき	180円

」に

改め、同表宿泊施設の部和室の項中「11,000円」を「16,500円」に、「7,000円」を「10,500円」に、「3,750円」を「5,600円」に改め、同部洋室の項中「11,000円」を「16,500円」に、「7,000円」を「10,500円」に、「3,750円」を「5,600円」に改め、同表貸出自転車の部マウンテンバイク(大人用)の項中「300円」を「450円」に改め、同部マウンテンバイク(小人用)の項中「150円」を「220円」に改め、同部普通自転車の項中「200円」を「300円」に改め、同表備考に次の1項を加える。

2 大浴場については、小学校就学前の者に係る利用料金は、無料とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市蒜山ヒルズ条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

真庭市蒜山ヒルズ条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金の納入)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、<u>指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第11条、第15条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。</p> <p>2 大浴場については、小学校就学前の者に係る利用料金は、無料とする。</p>	<p>(利用料金の納入)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に定める額を上限として、<u>指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第11条、第15条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。</p>

【別記1】

改正案

区分			単位	利用料金
研修室	宿泊利用	大人(中学生以上)	1人1回につき	5,550円
		小学生	1人1回につき	3,000円
		幼児(4歳以上)	1人1回につき	1,100円
	一時利用		1時間につき	3,000円
(略)			(略)	(略)
大浴場	市外者	中学生以上	1人1回につき	740円
		小学生	1人1回につき	360円
	市内在住者	中学生以上	1人1回につき	370円
		小学生	1人1回につき	180円
宿泊施設	和室	大人(中学生以上)	1人1回につき	16,500円
		小学生	1人1回につき	10,500円
		幼児(4歳以上)	1人1回につき	5,600円
	洋室	大人(中学生以上)	1人1回につき	16,500円
		小学生	1人1回につき	10,500円
		幼児(4歳以上)	1人1回につき	5,600円

貸出自転車	マウンテンバイク(大人用)	1台1時間につき	450円
	マウンテンバイク(小人用)	1台1時間につき	220円
	普通自転車	1台1時間につき	300円

現行

区分		単位	利用料金
研修室	宿泊利用	大人(中学生以上)	1人1回につき 3,700円
		小学生	1人1回につき 2,000円
		幼児(4歳以上)	1人1回につき 750円
	一時利用		1時間につき 2,000円
(略)		(略)	(略)
大浴場	大人(中学生以上)	1人1回につき	500円
	小学生	1人1回につき	300円
	幼児(4歳以上)	1人1回につき	160円
宿泊施設	和室	大人(中学生以上)	1人1回につき 11,000円
		小学生	1人1回につき 7,000円
		幼児(4歳以上)	1人1回につき 3,750円
	洋室	大人(中学生以上)	1人1回につき 11,000円
		小学生	1人1回につき 7,000円
		幼児(4歳以上)	1人1回につき 3,750円

貸出自転車	マウンテンバイク(大人用)	1台1時間につき	300円
	マウンテンバイク(小人用)	1台1時間につき	150円
	普通自転車	1台1時間につき	200円

議案第83号

真庭市蒜山快湯館条例の一部改正について

真庭市蒜山快湯館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市蒜山快湯館について、使用料及び利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市蒜山快湯館条例の一部を改正する条例

真庭市蒜山快湯館条例(平成25年真庭市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「を上限として」を「に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第8条、第18条関係)

区分			単位	使用料
入浴施設	市外者	中学生以上	1人1回につき	800円
		小学生	1人1回につき	400円
	市内在住者	中学生以上	1人1回につき	400円
		小学生	1人1回につき	200円

備考 小学校就学前の者に係る使用料は、無料とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市蒜山快湯館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

真庭市蒜山快湯館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別表(第8条、第18条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 小学校就学前の者に係る使用料は、無料とする。</p>	<p>(利用料金等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別表(第8条、第18条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 小学校就学前の者に係る使用料は、無料とする。</p>

【別記1】

改正案

区分			単位	使用料
入浴施設	市外者	中学生以上	1人1回につき	800円
		小学生	1人1回につき	400円
	市内在住者	中学生以上	1人1回につき	400円
		小学生	1人1回につき	200円

現行

区分			単位	使用料
入浴施設	大人(中学生以上)		1人1回につき	740円
	小人		1人1回につき	420円

議案第84号

真庭市蒜山高原自然広場サイクリングターミナル条例の一部改正について

真庭市蒜山高原自然広場サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市蒜山高原自然広場サイクリングターミナルについて、使用料及び利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 1 号

真庭市蒜山高原自然広場サイクリングターミナル条例の一部を改正する 条例

真庭市蒜山高原自然広場サイクリングターミナル条例(平成25年真庭市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「を上限として」を「に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で」に改める。

別表レストランの項中「20,000円」を「30,000円」に改め、同表集会室の項中「1,000円」を「1,200円」に改め、同表貸出自転車の部マウンテンバイク(大人用)の項中「300円」を「450円」に改め、同部マウンテンバイク(小人用)の項中「150円」を「220円」に改め、同部普通自転車の項中「200円」を「300円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市蒜山高原自然広場サイクリングターミナル条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

真庭市蒜山高原自然広場サイクリングターミナル条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別表(第8条、第18条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p>	<p>(利用料金等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別表(第8条、第18条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p>

【別記1】

改正案

区分	単位	使用料
レストラン	1月につき	<u>30,000円</u>
集会室	1時間につき	<u>1,200円</u>
(略)	(略)	(略)
貸出自転車	マウンテンバイク(大人用)	450円
	マウンテンバイク(小人用)	220円
	普通自転車	300円

現行

区分	単位	使用料
レストラン	1月につき	<u>20,000円</u>
集会室	1時間につき	<u>1,000円</u>
(略)	(略)	(略)
貸出自転車	マウンテンバイク(大人用)	300円
	マウンテンバイク(小人用)	150円
	普通自転車	200円

議案第 85 号

真庭市三木ヶ原ふるさと特産館条例の一部改正について

真庭市三木ヶ原ふるさと特産館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市三木ヶ原ふるさと特産館について、利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市三木ヶ原ふるさと特産館条例の一部を改正する条例

真庭市三木ヶ原ふるさと特産館条例(平成18年真庭市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項」を「掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が市長」に改める。

別表レンタサイクルの項中「210円」を「310円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市三木ヶ原ふるさと特産館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

真庭市三木ヶ原ふるさと特産館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金の納入)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、<u>指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。</u></p> <p>別表(第11条、第16条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(利用料金の納入)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に定める額を上限として、<u>指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。</u></p> <p>別表(第11条、第16条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正案

区分	単位	利用料金
(略)	(略)	(略)
レンタサイクル	1時間につき	310円

現行

区分	単位	利用料金
(略)	(略)	(略)
レンタサイクル	1時間につき	210円

議案第 86 号

真庭市ひるぜんべアバースキー場条例の一部改正について

真庭市ひるぜんべアバースキー場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決

修正

[提案理由]

真庭市ひるぜんべアバースキー場について、使用料及び利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 1 号

真庭市ひるぜんベアバーレースキー場条例の一部を改正する条例

真庭市ひるぜんベアバーレースキー場条例(平成18年真庭市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項」を「掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が市長」に改める。

別表の1の表1日券の項中「4,000円」を「6,000円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同表半日券の項中「3,000円」を「4,300円」に、「2,000円」を「2,900円」に改め、同表11回券の項中「3,000円」を「4,000円」に改め、同表1回券の項中「300円」を「400円」に改め、同表ナイター券の項中「3,000円」を「4,300円」に、「2,500円」を「3,600円」に改め、同表シーズン券の項中「30,000円」を「45,000円」に、「15,000円」を「22,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市ひるぜんベアバーレースキー場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

真庭市ひるぜんベアバースキー場条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金の納入)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、<u>指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。</u></p> <p>別表(第11条、第16条関係)</p> <p>1 リフト</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p>	<p>(利用料金の納入)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に定める額を上限として、<u>指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。</u></p> <p>別表(第11条、第16条関係)</p> <p>1 リフト</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p>

【別記1】

改正案

区分		単位	利用料金
1日券	大人	1枚につき	<u>6,000円</u>
	小人	1枚につき	<u>4,500円</u>
半日券	大人	1枚につき	<u>4,300円</u>
	小人	1枚につき	<u>2,900円</u>
11回券	大人・小人	1枚につき	<u>4,000円</u>
1回券	大人・小人	1枚につき	<u>400円</u>
ナイター券	大人	1枚につき	<u>4,300円</u>
	小人	1枚につき	<u>3,600円</u>
シーズン券	大人	1枚につき	<u>45,000円</u>
	小人	1枚につき	<u>22,500円</u>

現行

区分		単位	利用料金
1日券	大人	1枚につき	<u>4,000円</u>
	小人	1枚につき	<u>3,000円</u>

半日券	大人	1枚につき	<u>3,000円</u>
	小人	1枚につき	<u>2,000円</u>
11回券	大人・小人	1枚につき	<u>3,000円</u>
1回券	大人・小人	1枚につき	<u>300円</u>
ナイター券	大人	1枚につき	<u>3,000円</u>
	小人	1枚につき	<u>2,500円</u>
シーズン券	大人	1枚につき	<u>30,000円</u>
	小人	1枚につき	<u>15,000円</u>

議案第 87 号

真庭市蒜山ハーブガーデンハービル条例の一部改正について

真庭市蒜山ハーブガーデンハービル条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決

修正

[提案理由]

真庭市蒜山ハーブガーデンハービルについて、利用料金を見直し、施設の適切な管理運営とサービス向上の両立を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市蒜山ハーブガーデンハービル条例の一部を改正する条例

真庭市蒜山ハーブガーデンハービル条例(平成18年真庭市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項」を「掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が市長」に改める。

別表ハーブガーデンハービルの部小学生・中学生の項中「200円」を「300円」に改め、同部その他(小学生未満を除く。)の項中「300円」を「450円」に改め、同部全ての者の項中「1,000円」を「1,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真庭市蒜山ハーブガーデンハービル条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

真庭市蒜山ハーブガーデンハービル条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金の納入)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、<u>指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。</u></p> <p>別表(第11条、第16条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p>	<p>(利用料金の納入)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に定める額を上限として、<u>指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。</u></p> <p>別表(第11条、第16条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p>

【別記1】

改正案

区分		単位	利用料金
ハーブガーデンハービル	小学生・中学生	1回につき	300円
	その他(小学生未満を除く。)	1回につき	450円
	全ての者	シーズン利用につき	1,500円
(略)		(略)	(略)

現行

区分		単位	利用料金
ハーブガーデンハービル	小学生・中学生	1回につき	200円
	その他(小学生未満を除く。)	1回につき	300円
	全ての者	シーズン利用につき	1,000円
(略)		(略)	(略)

議案第 88 号

真庭市蒜山観光文化発信拠点施設条例の一部改正について

真庭市蒜山観光文化発信拠点施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原 案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市蒜山観光文化発信拠点施設について、自転車を施設の一部として位置付け貸自転車の使用料を規定するとともに、利用料金の規定方法を見直すことで、指定管理者の創意工夫を活かしたサービス向上を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市蒜山観光文化発信拠点施設条例の一部を改正する条例

真庭市蒜山観光文化発信拠点施設条例(令和2年真庭市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「利用が」の次に「別表第1の左欄に掲げるCLTパビリオン(占有して利用する場合に限る。)に係る利用であって、」を加える。

第19条第2項中「及び別表第2に掲げる加算額を上限として」を「に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で」に改め、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 拠点施設の利用が別表第1の左欄に掲げるCLTパビリオン(占有して利用する場合に限る。)に係る利用であって、別表第2の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を前項に定める利用料金の額に加算するものとする。この場合において同表中「別表第1に定める使用料の額」とあるのは「第19条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額」と読み替えるものとする。

別表第1 CLTパビリオン(占有して利用する場合に限る。)の項の次に次のように加える。

貸出自転車	電動マウンテンバイク	1台1時間につき	1,500円
	電動クロスバイク	1台1時間につき	1,200円
	マウンテンバイク	1台1時間につき	800円
	マウンテンバイク (小人用)	1台1時間につき	600円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

真庭市蒜山観光文化発信拠点施設条例新旧対照表

改正案	現行
(使用料) 第9条 (略) 2 拠点施設の利用が別表第1の左欄に掲げるCLTパビリオン(占有して利用する場合に限る。)に係る利用であって、別表第2の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を別表第1に定める使用料の額に加算するものとする。	(使用料) 第9条 (略) 2 拠点施設の利用が別表第2の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を別表第1に定める使用料の額に加算するものとする。
3 (略) (利用料金等) 第19条 (略) 2 利用料金は、別表第1に掲げる額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。	3 (略) (利用料金等) 第19条 (略) 2 利用料金は、別表第1に掲げる額及び別表第2に掲げる加算額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
3 拠点施設の利用が別表第1の左欄に掲げるCLTパビリオン(占有して利用する場合に限る。)に係る利用であって、別表第2の左欄に掲げる利用形態の場合は、同表の右欄に定める加算額を前項に定める利用料金の額に加算するものとする。この場合において、同表中「別表第1に定める使用料の額」とあるのは「第19条第2項の規定により市長の承認を得て定めた額」と読み替えるものとする。	
4 (略) 5 (略)	3 (略) 4 (略)

6 (略)

7 (略)

別表第1(第9条、第19条関係)

【別記1 参照】

備考 (略)

5 (略)

6 (略)

別表第1(第9条、第19条関係)

【別記1 参照】

備考 (略)

【別記1】

改正案

区分	単位	使用料
CLTパビリオン(占有して利用する場合に限る。)	1 時間	2,500円
貸出自転車	電動マウンテンバイク	1台1時間につき
	電動クロスバイク	1台1時間につき
	マウンテンバイク	1台1時間につき
	マウンテンバイク(小人用)	1台1時間につき

現行

区分	単位	使用料
CLTパビリオン(占有して利用する場合に限る。)	1 時間	2,500円

議案第89号

真庭市ひまわり館条例の一部改正について

真庭市ひまわり館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市ひまわり館について、利用料金の規定方法を見直し、指定管理者の創意工夫を活かしたサービス向上を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市ひまわり館条例の一部を改正する条例

真庭市ひまわり館条例(平成18年真庭市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項」を「掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が市長」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

真庭市ひまわり館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金の納入)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる利用料金の額に100分の50を乗じて得た額から100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、<u>指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。</u></p>	<p>(利用料金の納入)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に定める額を上限として、<u>指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。</u></p>

議案第90号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年真庭市条例第55号)第2条の規定により議会の議決を求める。

記

1 事 業 名	保育園施設整備事業
2 工 事 名	久世第二こども園(仮称)整備工事
3 契 約 の 方 法	一般競争入札による契約
4 契 約 金 額	1, 268, 300, 000円 (うち取引に係る消費税115, 300, 000円)
5 契約の相手方	梶岡・三木・鳥越特定建設工事共同企業体 代表者 岡山県真庭市上市瀬166番地 梶岡建設株式会社 代表取締役 梶岡 秀成

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原 案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

久世第二こども園(仮称)整備工事を行うに当たり、予定価格が1億5, 000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。

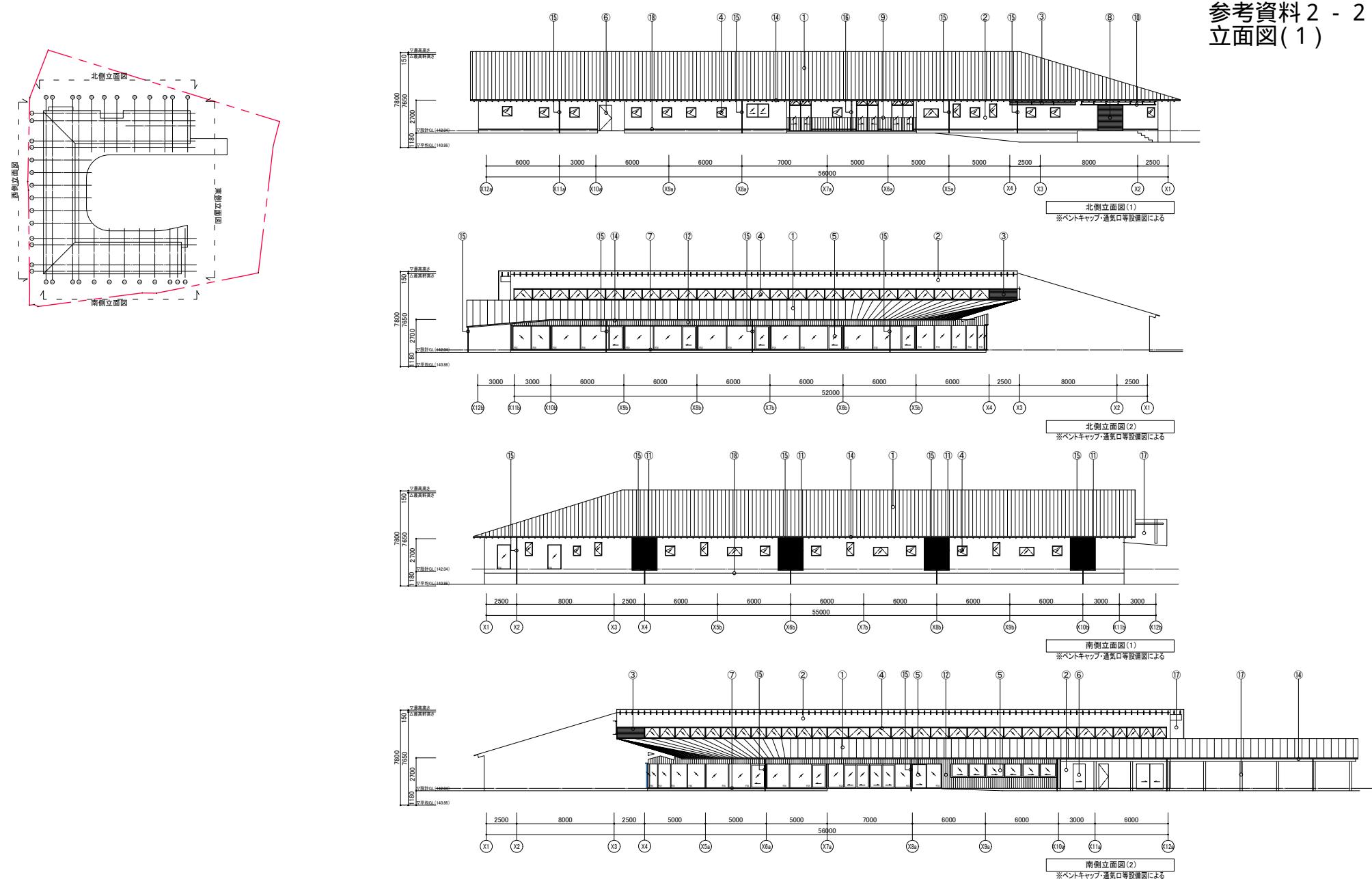
入札執行調書

備考 1. 上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申し込みに係る価格である。
2. 「決定額」は最低入札額に100分の10に相当する額を加算した額である。

参考資料 2 - 1

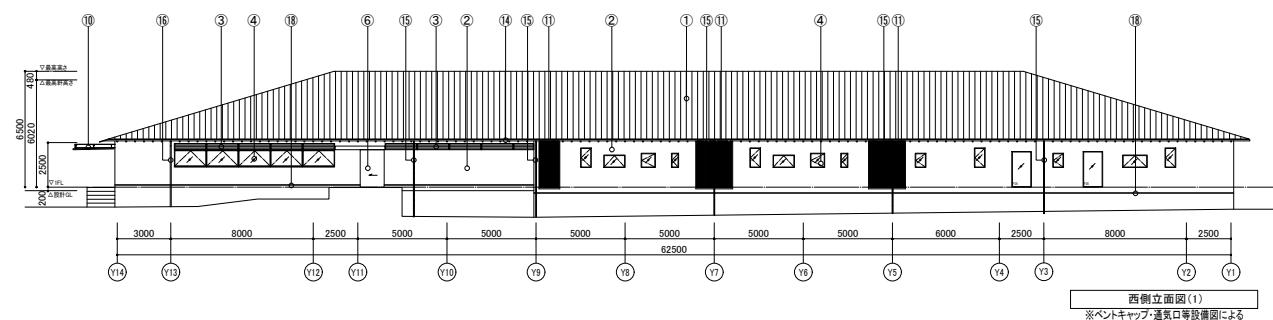
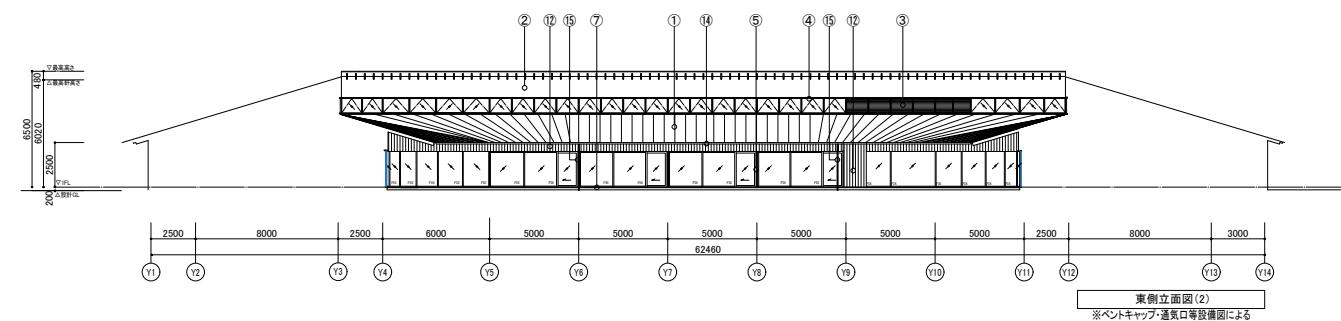
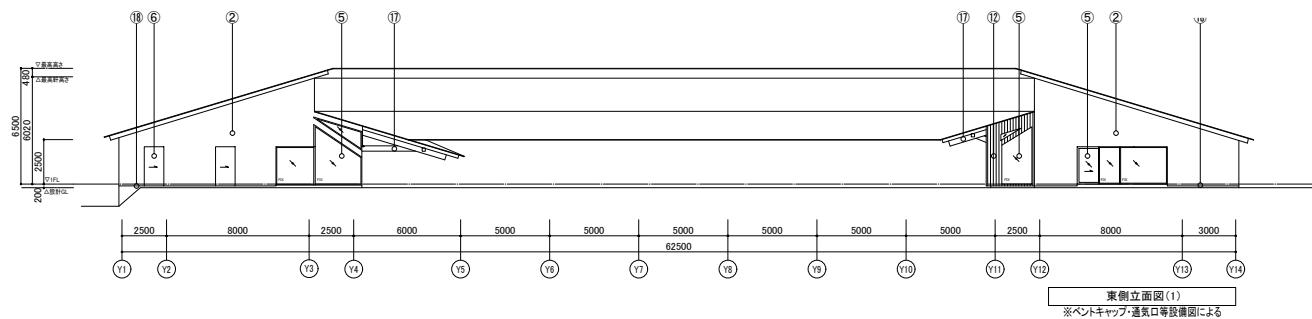
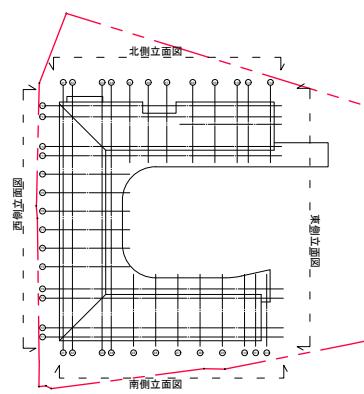


参考資料2 - 2
立面図(1)



凡例	(4)	サッシ:アルミ電解ニ次着色	(8)	建具:電動スチール製シャッター	(12)	外壁:羽目板	(16)	堅縁:アルミバンドレス60φ 焼付塗装		
(1)	金属屋根:カラーガルバリウム鋼板t0.4 織ハゼ基き	(5)	サッシ:木製	(9)	バルコニー落下防止	(13)	ルーバー:スギ板t3.0	(17)	木材保護塗装	
(2)	外壁:外装薄塗装E	(6)	建具:銅製建具 フッ素樹脂焼付塗装	(10)	庇:S折板	(14)	軒縁:ガルバリウム鋼板製	(18)	見切り	
(3)	ガラリ:アルミ製	(7)	デッキ:人工木デッキ材	(11)	室外機目隠し:アルミ型材ルーバー	(15)	鎖縁			

参考資料2 - 3
立面図(2)



凡例	(4)	サッシ:アルミ電解ニッケル着色	(8)	建具:電動スチール製シャッター	(12)	外壁:羽目板	(16)	堅縁:アルミバンドレス60φ 焼付塗装		
(1)	金属屋根:カラーガルバリウム鋼板t0.4 緩ハゼ基	(5)	サッシ:木製	(9)	バルコニー落下防止	(13)	ルーバー:スギ板t3.0	(17)	木材保護塗装	
(2)	外壁:外装薄塗装E	(6)	建具:鋼製建具 フッ素樹脂塗付塗装	(10)	庇:S折板	(14)	軒縁:ガルバニズム鋼板製	(18)	見切り	
(3)	ガラリ:アルミ製	(7)	デッキ:人工木デッキ材	(11)	室外機目隠し:アルミ型材ルーバー	(15)	鎖縁			

議案第91号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年真庭市条例第55号)第2条の規定により議会の議決を求める。

記

1 事 業 名	保育園施設整備事業
2 工 事 名	久世第二こども園(仮称)機械設備工事
3 契 約 の 方 法	随意契約
4 契 約 金 額	300, 630, 000円 (うち取引に係る消費税27, 330, 000円)
5 契約の相手方	梶岡・三協特定建設工事共同企業体 代表者 岡山県真庭市上市瀬166番地 梶岡建設株式会社 代表取締役 梶岡 秀成

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原 案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

久世第二こども園(仮称)機械設備工事を行うに当たり、予定価格が1億5, 000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。

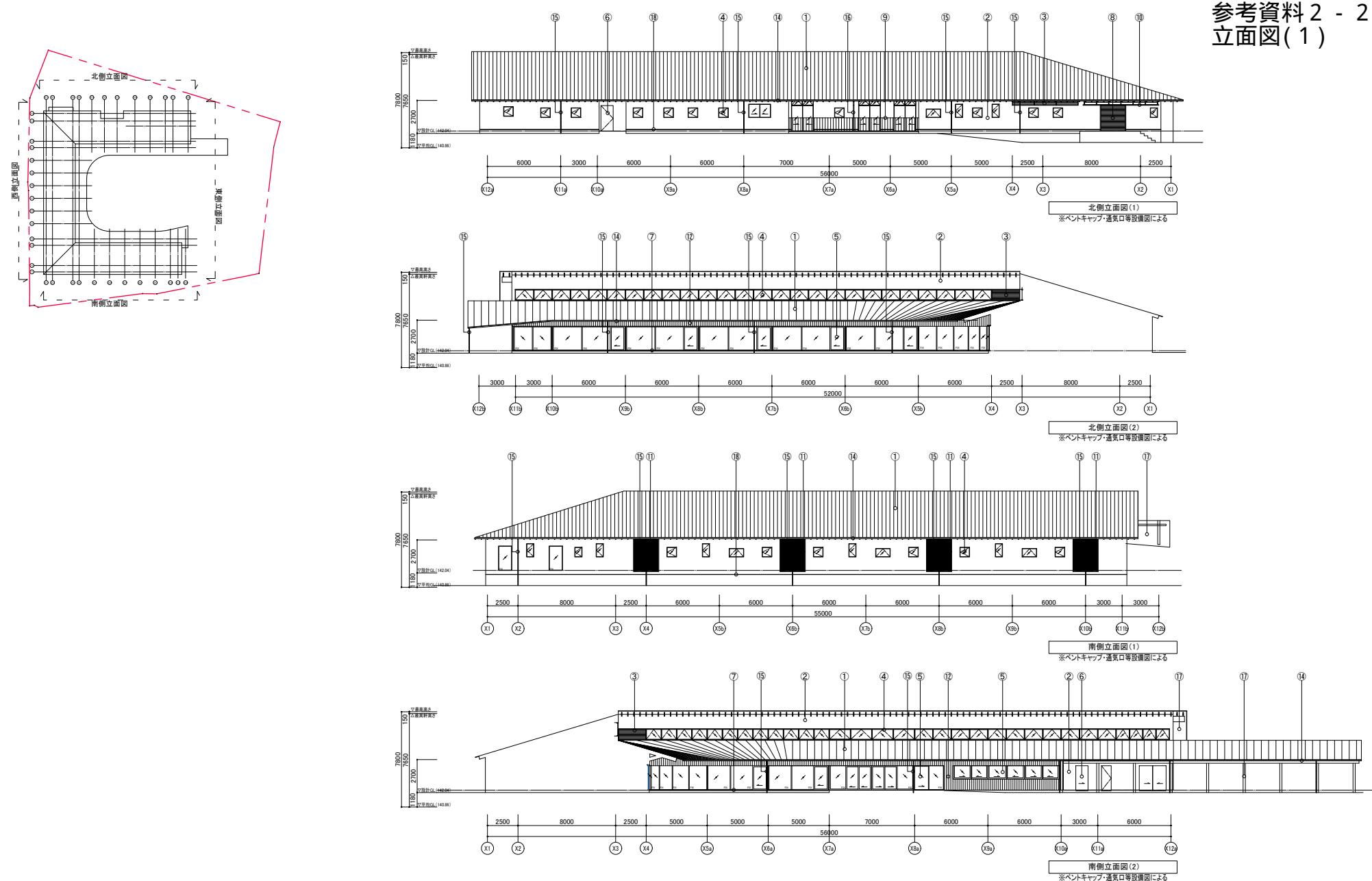
入札執行調書

備考 1. 上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申し込みに係る価格である。
2. 「決定額」は最低入札額に100分の10に相当する額を加算した額である。

参考資料2-1
平面図

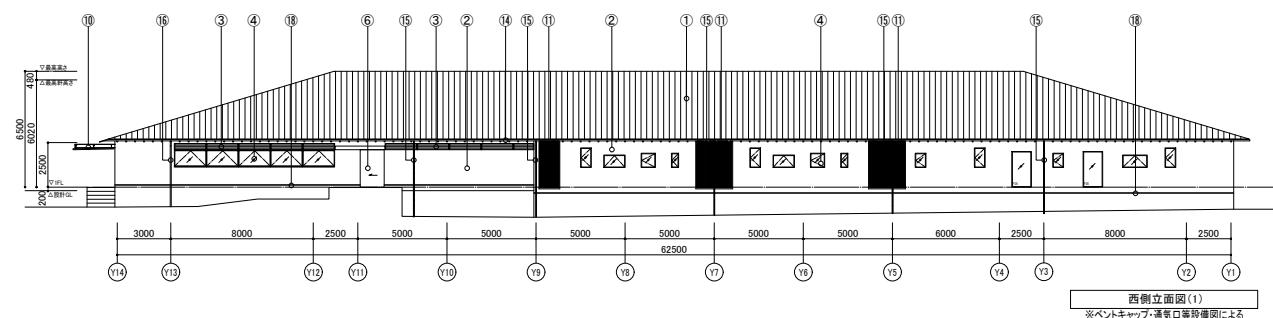
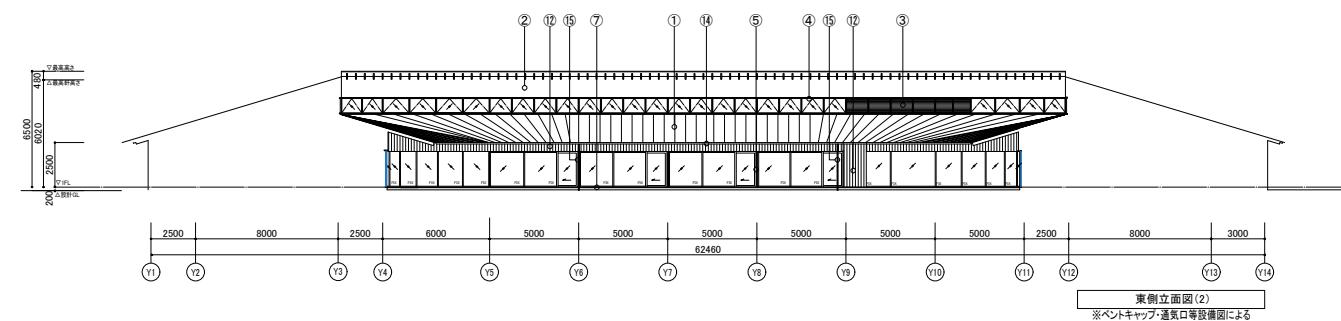
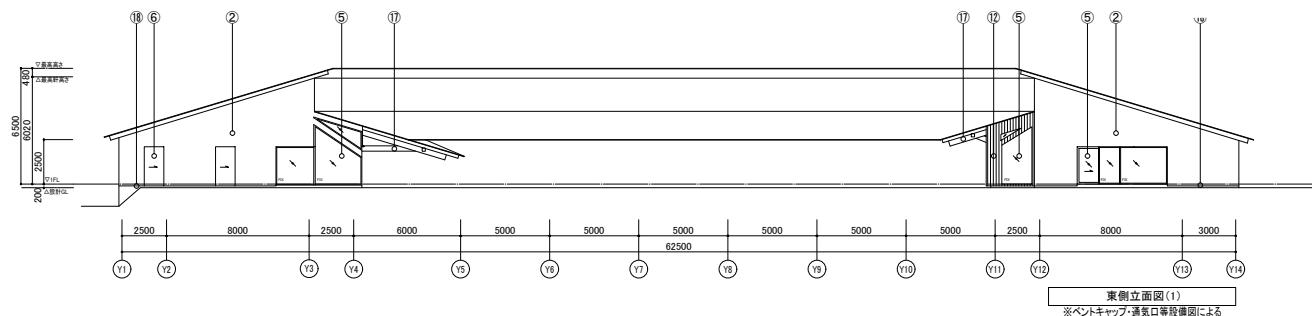
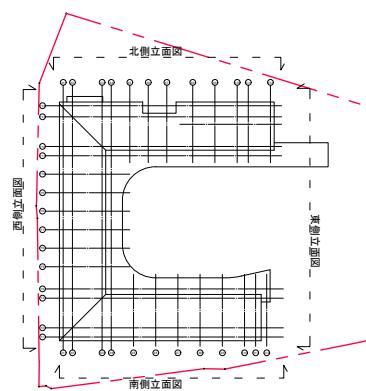


参考資料2 - 2
立面図(1)



凡例	(4)	サッシ:アルミ電解ニ次着色	(8)	建具:電動スチール製シャッター	(12)	外壁:羽目板	(16)	堅縁:アルミバンドレス60φ 焼付塗装		
(1)	金属屋根:カラーガルバリウム鋼板t0.4 織ハゼ基き	(5)	サッシ:木製	(9)	バルコニー落下防止	(13)	ルーバー:スギ板t3.0	(17)	木材保護塗装	
(2)	外壁:外装薄塗装E	(6)	建具:銅製建具 フッ素樹脂焼付塗装	(10)	庇:S折板	(14)	軒縁:ガルバリウム鋼板製	(18)	見切り	
(3)	ガラリ:アルミ製	(7)	デッキ:人工木デッキ材	(11)	室外機目隠し:アルミ型材ルーバー	(15)	鎖縁			

参考資料2 - 3
立面図(2)



凡例	(4)	サッシ:アルミ電解ニセ着色	(8)	建具:電動スチール製シャッター	(12)	外壁:羽目板	(16)	堅縁:アルミバンドレス60φ 焼付塗装		
(1)	金属屋根:カラーガルバリウム鋼板t0.4 緩ハゼ基き	(5)	サッシ:木製	(9)	バルコニー落下防止	(13)	ルーバー:スギ板t3.0	(17)	木材保護塗装	
(2)	外壁:外装薄塗装E	(6)	建具:鋼製建具 フッ素樹脂焼付塗装	(10)	庇:S折板	(14)	軒縁:ガルバリウム鋼板製	(18)	見切り	
(3)	ガラリ:アルミ製	(7)	デッキ:人工木デッキ材	(11)	室外機目隠し:アルミ型材ルーバー	(15)	鎖縁			

議案第92号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年真庭市条例第55号)第2条の規定により議会の議決を求める。

記

1 事 業 名	保育園施設整備事業
2 工 事 名	久世第二こども園(仮称)電気設備工事
3 契 約 の 方 法	随意契約
4 契 約 金 額	220,550,000円 (うち取引に係る消費税20,050,000円)
5 契約の相手方	梶岡・山縣特定建設工事共同企業体 代表者 岡山県真庭市上市瀬166番地 梶岡建設株式会社 代表取締役 梶岡 秀成

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原 案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

久世第二こども園(仮称)電気設備工事を行うに当たり、予定価格が1億5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。

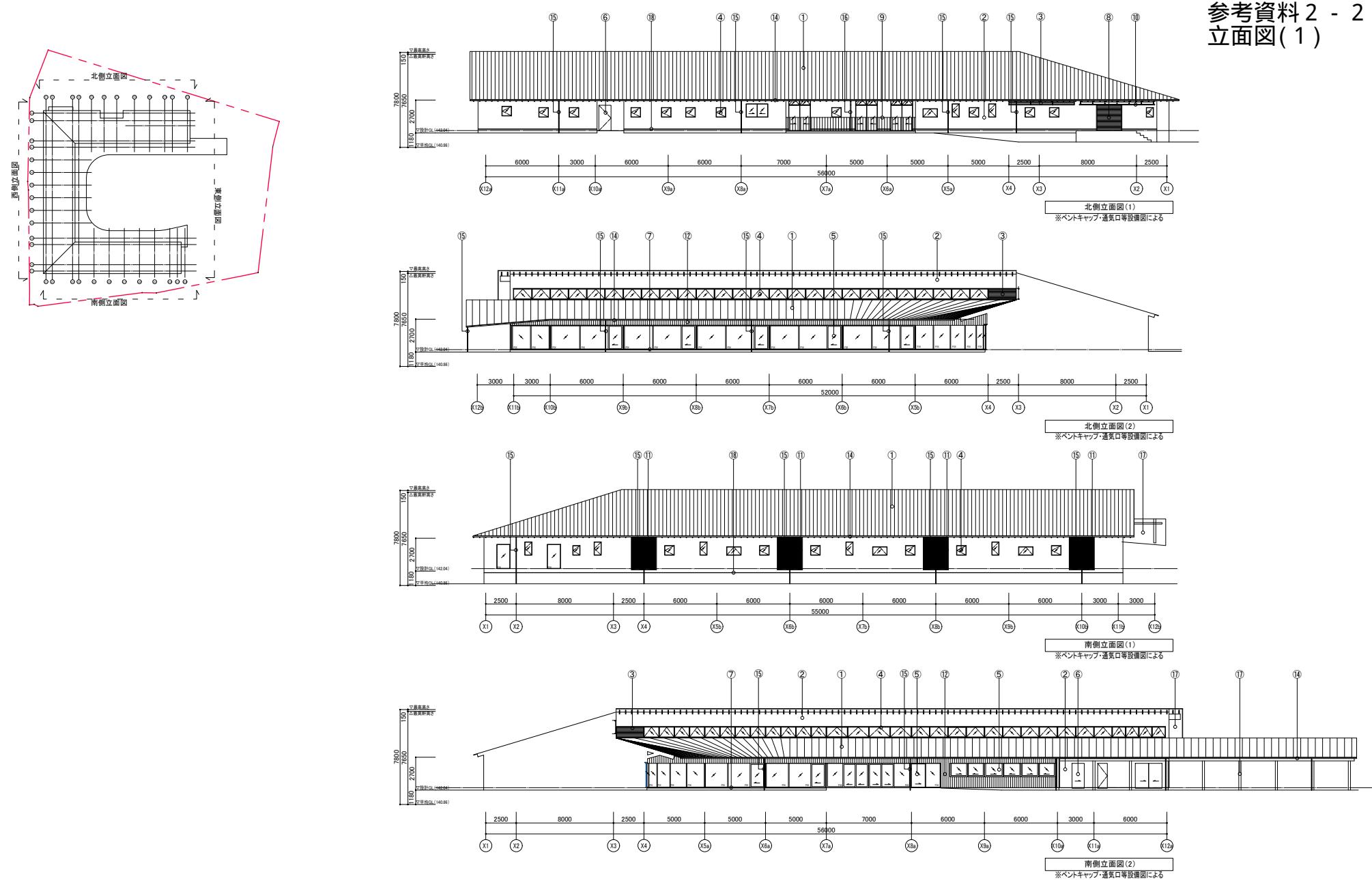
入札執行調書

備考 1. 上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申し込みに係る価格である。
2. 「決定額」は最低入札額に100分の10に相当する額を加算した額である。

参考資料 2 - 1

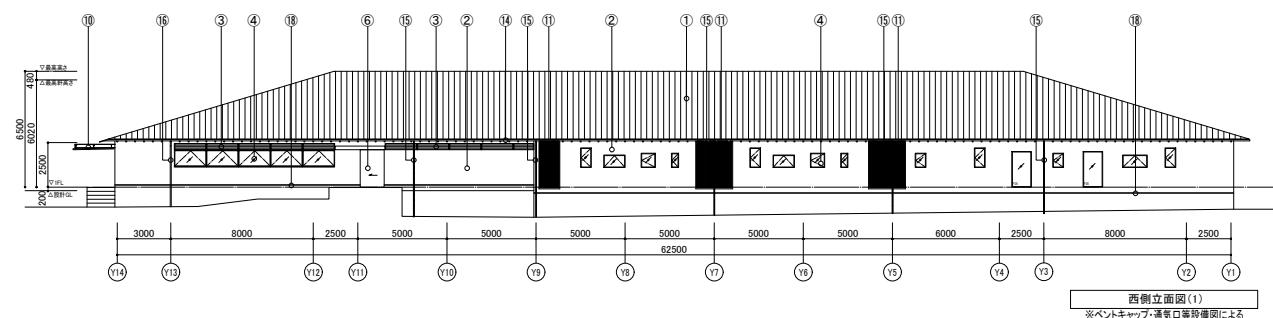
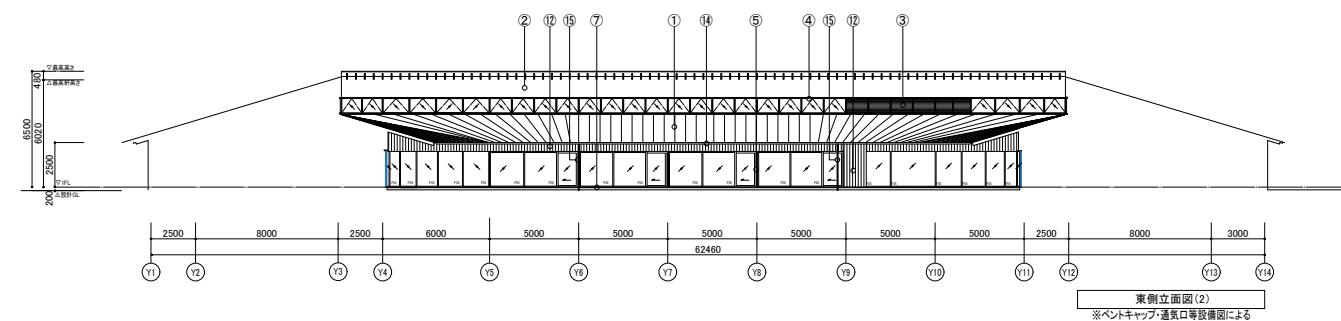
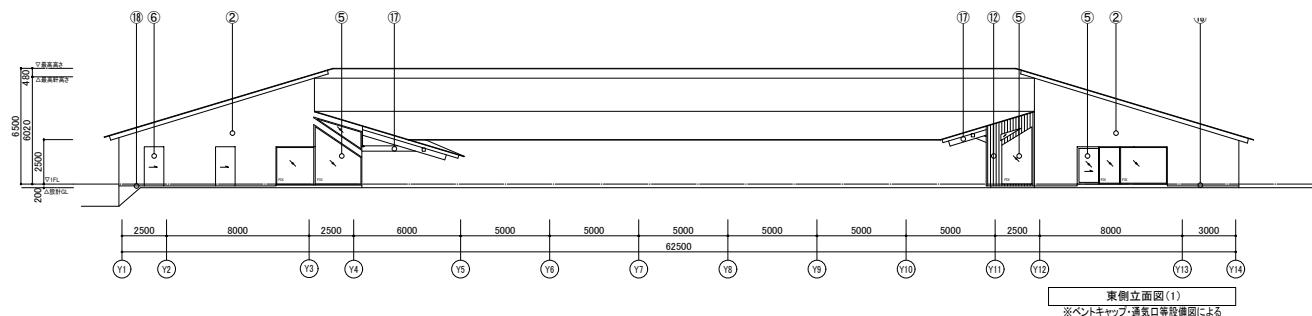
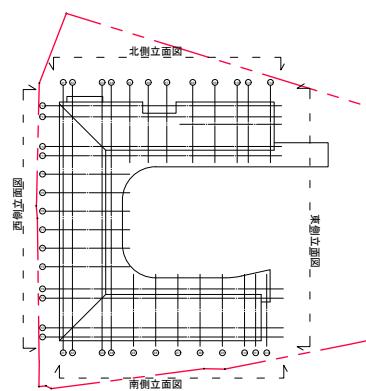


参考資料2 - 2
立面図(1)



凡例	(4)	サッシ:アルミ電解ニ次着色	(8)	建具:電動スチール製シャッター	(12)	外壁:羽目板	(16)	堅縁:アルミバンドレス60φ 焼付塗装		
(1)	金属屋根:カラーガルバリウム鋼板t0.4 織ハゼ基き	(5)	サッシ:木製	(9)	バルコニー落下防止	(13)	ルーバー:スギ板t3.0	(17)	木材保護塗装	
(2)	外壁:外装薄塗装E	(6)	建具:銅製建具 フッ素樹脂焼付塗装	(10)	庇:S折板	(14)	軒縁:ガルバニズム鋼板製	(18)	見切り	
(3)	ガラリ:アルミ製	(7)	デッキ:人工木デッキ材	(11)	室外機目隠し:アルミ型材ルーバー	(15)	鎖縁			

参考資料2 - 3
立面図(2)



凡例	(4)	サッシ:アルミ電解ニッケル	(8)	建具:電動スチール製シャッター	(12)	外壁:羽目板	(16)	堅縁:アルミバンドレス60φ 焼付塗装		
(1)	金属屋根:カラーガルバリウム鋼板t0.4 緩ハゼ葺き	(5)	サッシ:木製	(9)	バルコニー落下防止	(13)	ルーバー:スギ板t3.0	(17)	木材保護塗装	
(2)	外壁:外装薄塗装E	(6)	建具:鋼製建具 フッ素樹脂焼付塗装	(10)	庇:S折板	(14)	軒縁:ガルバリウム鋼板製	(18)	見切り	
(3)	ガラリ:アルミ製	(7)	デッキ:人工木デッキ材	(11)	室外機目隠し:アルミ型材ルーバー	(15)	鎖縁			

議案第93号

真庭市下水道償還基金条例及び真庭市下水道施設整備基金条例の廃止について

真庭市下水道償還基金条例及び真庭市下水道施設整備基金条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市下水道償還基金及び真庭市下水道施設整備基金について、今後は減債積立金で対応可能となり、基金の必要性がなくなったため、真庭市下水道償還基金条例及び真庭市下水道施設整備基金条例を廃止するものである。

真庭市条例第 号

真庭市下水道償還基金条例及び真庭市下水道施設整備基金条例を廃止する条例

真庭市下水道償還基金条例(平成17年真庭市条例第64号)及び真庭市下水道施設整備基金条例(平成17年真庭市条例第65号)は廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第94号

字の区域の変更について

本市内の別紙の表の左欄に掲げる土地について、同表右欄に掲げる字の区域とするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年(2025年)9月9日 提出

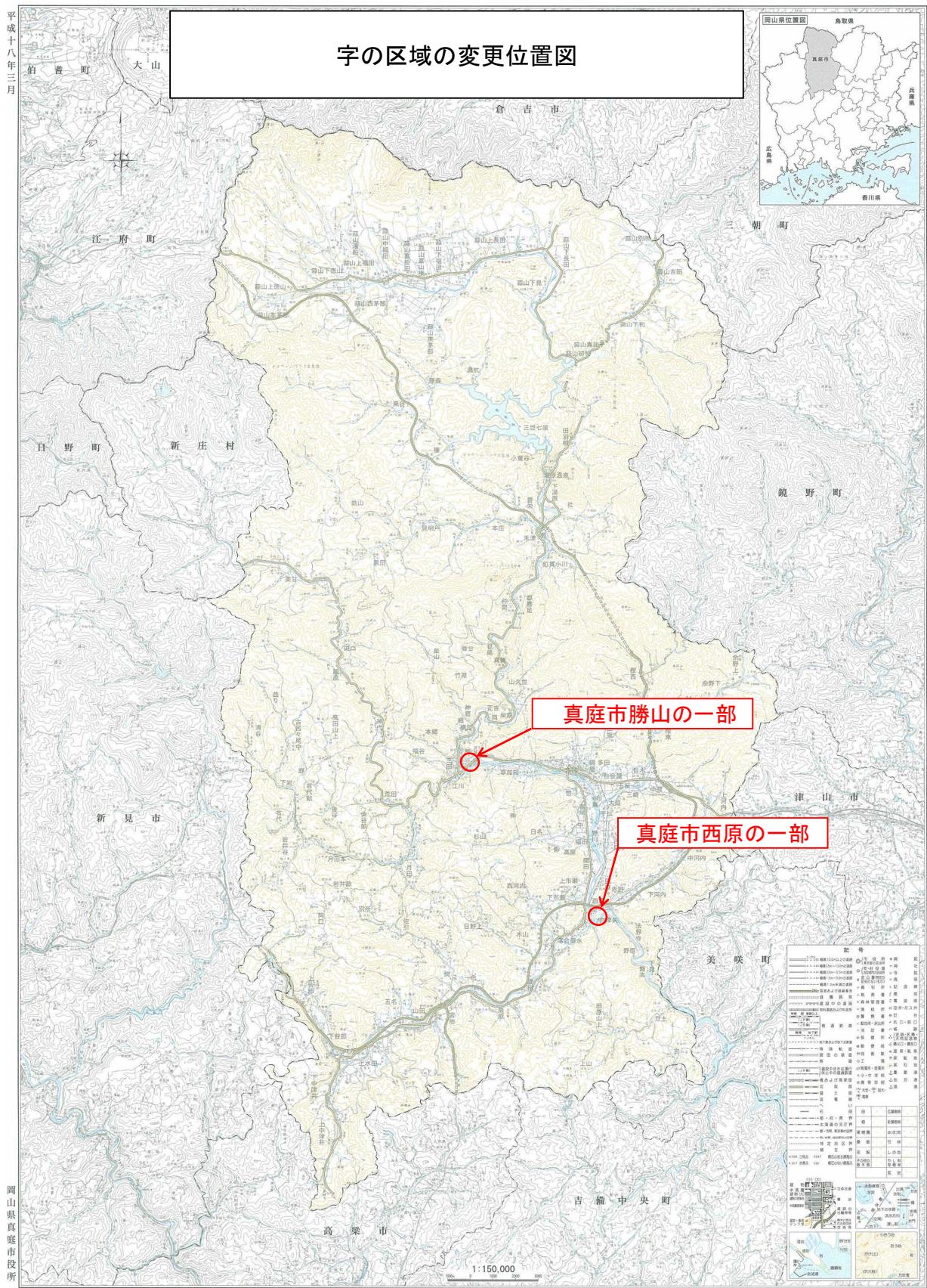
真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市内の土地36筆について、字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。



変更調書

左欄(変更前)			右欄(変更後)	
真庭市勝山	常平	814番6 814番14	真庭市勝山	砂田
真庭市勝山	蔵ノ脇	812番1 812番9 812番10		
真庭市勝山	蔵ノ脇	812番3 812番7	真庭市勝山	南新建
真庭市勝山	鳴戸	435番10 435番11 435番12		
真庭市勝山	南新建	437番3	真庭市勝山	蔵ノ脇
真庭市勝山	南新建	466番 466番31	真庭市勝山	鳴戸
真庭市勝山	南新建	433番2 433番5	真庭市勝山	浜蔵屋敷
真庭市勝山	浜蔵屋敷	427番4	真庭市勝山	浜屋敷
真庭市西原	才ノ元	38番3 38番8 39番8 39番9 39番10	真庭市西原	ニゴ田
真庭市西原	市場	136番 138番	真庭市西原	下渡リ
真庭市西原	市場	67番1 67番3	真庭市西原	筋違

変更調書

左欄(変更前)		右欄(変更後)
真庭市西原	市場	67番6 67番8
真庭市西原	七森	166番2 166番4 166番5 166番8
真庭市西原	七森	152番1 153番
真庭市西原	市場	184番
真庭市西原	昆砂門	167番3 167番9

議案第 95 号

令和 6 年度(2024 年度)真庭市水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

令和 6 年度真庭市水道事業会計未処分利益剰余金 180,093,781 円
のうち 180,000,000 円を減債積立金に積み立てるため、地方公営企
業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求
める。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

令和 6 年度真庭市水道事業会計未処分利益剰余金のうち一部を減債積立金に
積み立てるため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求
めるものである。

令和 6 年度真庭市水道事業剩余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剩余金	未処分利益剩余金
当年度末残高	3,214,202,739	112,057,872	180,093,781
議会の議決による処分額	0	0	△ 180,000,000
減債積立金の積立	0	0	△ 180,000,000
処分後残高	3,214,202,739	112,057,872	(繰越利益剩余金) 93,781

（注）この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものであること。

議案第 96 号

令和 6 年度(2024 年度)真庭市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度真庭市下水道事業会計未処分利益剰余金 52,338,209 円のうち 50,000,000 円を減債積立金に積み立てるため、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

令和 6 年度真庭市下水道事業会計未処分利益剰余金のうち一部を減債積立金に積み立てるため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

令和6年度真庭市下水道事業剩余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剩余金	未処分利益剩余金
当年度末残高	8,083,977,026	438,707,316	52,338,209
議会の議決による処分額	0	0	△ 50,000,000
減債積立金の積立	0	0	△ 50,000,000
処分後残高	8,083,977,026	438,707,316	(繰越利益剩余金) 2,338,209

(注) この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものであること。

議案第 97 号

真庭市公民館条例の一部改正について

真庭市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

湯原公民館の使用料を改定するとともに、利用上の安全性が確保できるよう久世公民館を旧真庭高校久世校地内に仮移転するため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市公民館条例の一部を改正する条例

真庭市公民館条例(平成22年真庭市条例第29号)の一部を次のように改正する。
別表第1久世公民館の項中「真庭市久世2932番地5」を「真庭市中島143番地」に改める。

別表第3の3の表を次のように改める。

区分	単位	使用料
ホール	1時間につき	440円
会議室	1時間につき	440円
小会議室	1時間につき	80円
和室	1時間につき	100円
冷暖房設備	当該施設の使用料の額に100分の50を乗じて得た額	

別表第3の8の表ホールの項中「1,480円」を「1,600円」に改め、同表第1会議室の項中「270円」を「280円」に改め、同表第3会議室の項及び第4会議室の項中「70円」を「80円」に改め、同表多目的室の項中「90円」を「120円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の3の表の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の真庭市公民館条例別表第3の3及び別表第3の8の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

真庭市公民館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>別表第1(第2条関係) 【別記1 参照】</p> <p>別表第3(第13条関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 久世公民館</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 湯原公民館</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考 (略)</p> <p>9 (略)</p>	<p>別表第1(第2条関係) 【別記1 参照】</p> <p>別表第3(第13条関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 久世公民館</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 湯原公民館</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考 (略)</p> <p>9 (略)</p>

【別記1】

改正案

名称	位置
(略)	(略)
久世公民館	<u>真庭市中島143番地</u>
(略)	(略)

現行

名称	位置
(略)	(略)
久世公民館	<u>真庭市久世2932番地 5</u>
(略)	(略)

【別記2】

改正案

区分	単位	使用料
ホール	<u>1時間につき</u>	440 円
会議室	<u>1時間につき</u>	440 円

<u>小会議室</u>	<u>1時間につき</u>	<u>80円</u>
<u>和室</u>	<u>1時間につき</u>	<u>100円</u>
<u>冷暖房設備</u>	<u>当該施設の使用料の額に 100 分の 50 を乗じて得た額</u>	

現行

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>
<u>大ホール</u>	<u>1時間につき</u>	<u>1,400円</u>
<u>大会議室</u>	<u>1時間につき</u>	<u>450円</u>
<u>小会議室</u>	<u>1時間につき</u>	<u>230円</u>
<u>学習室</u>	<u>1時間につき</u>	<u>450円</u>
<u>和室</u>	<u>1時間につき</u>	<u>230円</u>
<u>調理室</u>	<u>1時間につき</u>	<u>430円</u>
<u>視聴覚室</u>	<u>1時間につき</u>	<u>450円</u>
<u>冷暖房設備</u>	<u>当該施設の使用料の額に 100 分の 50 を乗じて得た額</u>	

【別記3】

改正案

区分	単位	使用料
ホール	1時間につき	1,600円
第1会議室	1時間につき	280円
(略)	(略)	(略)
第3会議室	1時間につき	80円
第4会議室	1時間につき	80円
多目的室	1時間につき	120円
(略)	(略)	

現行

区分	単位	使用料
ホール	1時間につき	1,480円
第1会議室	1時間につき	270円
(略)	(略)	(略)
第3会議室	1時間につき	70円

第4会議室	1時間につき	70円
多目的室	1時間につき	90円
(略)	(略)	

議案第98号

真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業の設置等に関する条例の一部改正
について

真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

[提案理由]

真庭市国民健康保険湯原温泉病院について、実態に即した病床数に削減し、病院経営の適正化を図るため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業の設置等に関する条例(平成22年真庭市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「55床」を「43床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(診療科目等)</p> <p>第5条 病院の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(診療科目等)</p> <p>第5条 病院の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2・3 (略)</p>

【別記1】

改正案

診療科目	病床数
内科、外科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、アレルギー科、リウマチ科、神経内科、婦人科、脳神経外科、 呼吸器内科、呼吸器外科、消化器内科、消化器外科、循環器内科、循環器外科、肛門外科	一般 50床
	療養 43床

現行

診療科目	病床数
内科、外科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、アレルギー科、リウマチ科、神経内科、婦人科、脳神経外科、 呼吸器内科、呼吸器外科、消化器内科、消化器外科、循環器内科、循環器外科、肛門外科	一般 50床
	療養 55床

議案第 99 号

令和 7 年度(2025 年度)真庭市一般会計補正予算(第 2 号)について

令和 7 年度真庭市一般会計補正予算(第 2 号)について、別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 9 日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決

修正

議案第100号

令和7年度(2025年度)真庭市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

令和7年度真庭市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

議案第101号

令和7年度(2025年度)真庭市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

令和7年度真庭市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

議案第102号

令和7年度(2025年度)真庭市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

令和7年度真庭市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

議案第103号

令和7年度(2025年度)真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)について

令和7年度真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)について、別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正

議案第104号

令和7年度(2025年度)真庭市温泉事業特別会計補正予算(第1号)について

令和7年度真庭市温泉事業特別会計補正予算(第1号)について、別紙のとおり提出する。

令和7年(2025年)9月9日 提出

真庭市長 太田 昇

原案

令和 年 月 日 決
修 正